

近世中後期の石見国海村の宗門改帳と人口動態

—浜田藩領那賀郡和木村を事例として—

小川 斉子

はじめに

西日本海運が盛んであった徳川時代の石見国は人口が増加した地域である⁽¹⁾。日本各地の人口構造は歴史人口学の研究によって明らかにされてきたが、主な蓄積は農村と町場やその周辺であり、漁業や海上交通を経済基盤とする海村の実証研究は少ない。

遠洋漁業を行っていた東シナ海沿岸部の肥前国野母村では断続的な高い人口増加が報告されており、その要因は比較的高い出生力に加え、村外へ人口を送り出す力の弱さが重なることによってもたらされていた（津谷 2002、中島 2012、2015）。沿岸地域と山間地域の比較としては廣嶋清志の石見銀山料の研究（廣嶋 2015）と原伝の石見国那賀郡の浜田藩領跡市組の研究（原 1943）があり、廣嶋は文久3～4年（1863～4）の分析ではあるが、沿岸地域の人口増加率の大きさは死亡率が低く出生率がやや高いことによってもたらされ、山間地域は死亡率の高さによって人口増加率が小さいことを実証的に明らかにし（人口増加率の地域平均はマイナス0.66%）、原は山間地域の増加割合に比べて海岸地域の増加割合が非常に高いことを報告している⁽²⁾。

本稿では浜田藩領跡市組和木村を対象として沿岸地域の人口変動とその要因を究明することを目的とする。当該地域の先行研究として山岡栄市は和木村を「砂浜漁村」（山岡 1955）に分類し、港を持たないため明治以降に漁業競争力が低下して次第に衰退し人口流出を招いた地域であると定義した上で、近世の人口増加は社会経済的要因すなわち「漁業の盛大と行商の発展」・「窯業の発展」・「廻船業」が土地生産に見合わぬ「過剰人口」をもたらし、「農山村に於て生活の安定を得られなかった一種の転落農民」が移動し「周辺地農村の人口を吸収」したとしている。しかし増加の様相を実証的に検証したのではなく山間部に師匠寺を持つ村民が多いことから推測しているに過ぎない⁽³⁾。

和木村の人口は18世紀から概ね増加しており、延享3年（1746）から明治元年（1868）までの年平均増加率が0.94%という非常に高い増加のみられた地域である⁽⁴⁾。本稿では人口学的方法を用いて和木村の人口分析を行い、日本海沿岸地域の人口増加の一端を明らかにするとともに海村の比較検証と社会構造の解明の一助としたい。

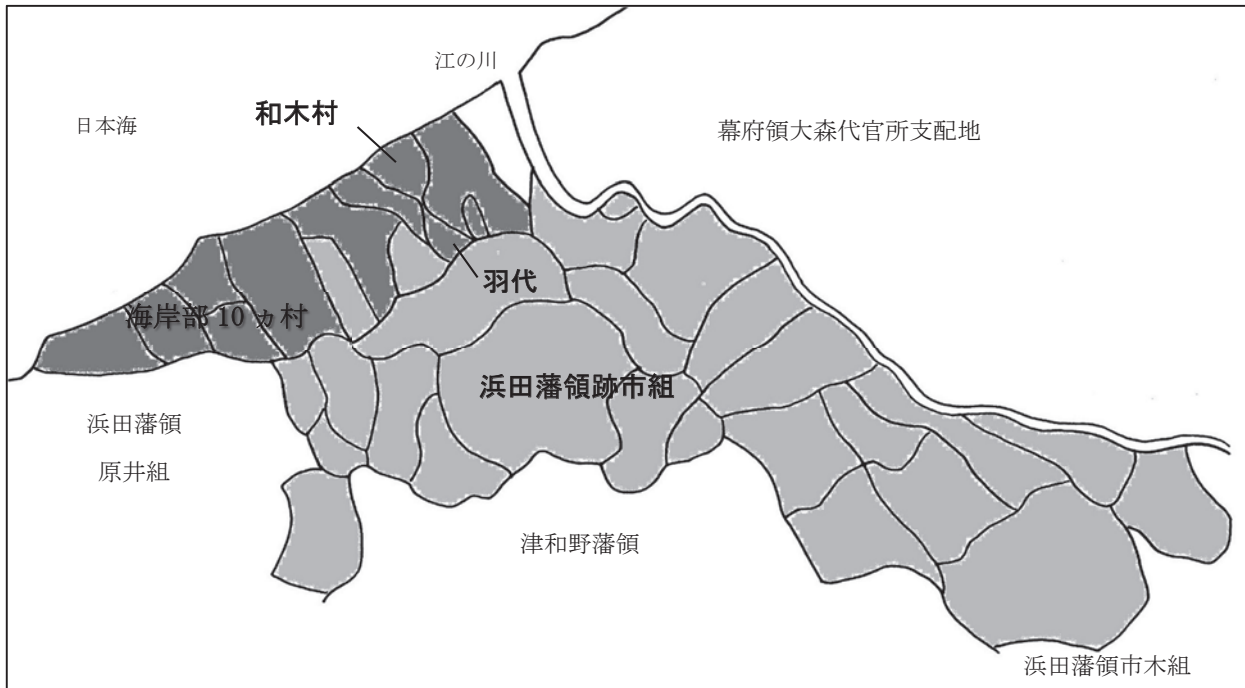
第1章 石見国那賀郡和木村の概況と宗門改帳

第1節 和木村の概況

浜田藩領那賀郡和木村は現在の江津市和木町と二宮町羽代を合わせた地域である（図1）。中国地方最大の河川、江の川の河口の西側に位置し、北は日本海に面した砂丘平野、南は嶋の星山山麓の丘陵地からなる、海付きの村である。徳川時代は一貫して浜田藩領で、幕末の長州戦争で長州藩支配となり明治を迎えた。浜田藩領内では北東端にあたり、和木村に残る慶応3年の「風土記」⁽⁵⁾によると浜田城下まで南西へ4里余、隣村を挟んで北東へ30町で幕府領大森代官所支配地の郷田村があり、南の津和野藩領の飛地までは2里余であった。浜田藩領内の村は7つの組に分かれ（『新修島根県史』）、和木村は跡市組

36か村に属した⁶⁾。羽代地域は近世初期に都野津村から和木村が分かれたときに和木村に加わり、明治22年に再び分割されて二宮町の一部となった（『江津市誌 下巻』139頁）。

図1 跡市組の村



注：海岸部10ヶ村は原（原1943）の分類による。

村高は、慶安3年（1650）に89石余。その後新田開発により元禄8年（1695）には113石弱に増加したが、文化11年（1814）に117石余に微増しただけで明治まで変化しなかった（和木村の年貢免状による）。

表1は村高と1人当たりの石高をその時の人口で除して求めたものである。1人当たりの石高は、元禄14年（1701）時点で5斗に満たず、村高の増加もほとんどないため、人口が増加するにつれて1人当たりの石高は減少していく。しかも多くは下田（石盛6斗5升～9斗）⁷⁾と下々田（4斗5升～6斗）で稲作の適地ではないため米だけで自給するには程遠かった。近隣沿岸部の村は同様に石高が低く、原は跡市組各村の慶応4年（1868）の一人当たりの石高を提示し、海岸部の村と山間部の村の石高が人口増加に反比例することを示している⁸⁾。一方畑方は山岡の調査によると承応4年（1655）の検地高15町8畝11歩の内3割弱の3町2反弱であったが、後の新開によって大幅に下々畑が増加し、明治10年（1877）には56町1反余の内46町9反余を畑方が占めるまでになった。畑の開拓は1760年代から庄屋小川惣兵衛良正が砂浜地帯を埋め立てたと言われ、「小川氏のたた

表1 和木村の石高

年代	村高(石)	1人当たりの石高(石)
元禄14	1701	112.998
宝永3	1706	113.102
正徳3	1713	113.227
享保12	1727	113.814
寛保3	1743	114.355
宝暦5	1755	114.788
天明7	1787	115.095
寛政6	1794	116.750
文化1	1804	117.006
文化11	1814	117.189
慶応2	1866	117.189

注：1) 和木村の年貢免状より作成。

2) 人口が判明しない年は直近の年の人口から求めた。

ら（鑪）経営による鉄穴流しの泥砂を…（略）…埋立て、その上に砂を敷き、耕地とした」（山岡 1955、97 頁）。この増えた畑では 18 世紀中頃から甘藷が栽培され、飢饉のときには大いに役立てられた。

和木浦は浜田藩の東浦（浜田城より東岸の浦）に属し、浜を境として浦奉行の支配を受け⁽⁹⁾、寛永 15 年（1638）から庄屋が浦年寄を兼帯した⁽¹⁰⁾。表 2 は漁業の状況を示した表である⁽¹¹⁾。享保 2 年（1717）には網船 4 艘、漁船 7 艘と小規模な地先漁業であったが、元文元年（1736）に廻船 1 艘を含め 17 艘、網 4 帖、浦上納銀 18 匁 6 分となり、宝暦 9 年（1759）には網数が増えて鰯網 5 帖と地引網 1 帖、諸役銀浦請分が 541 匁 6 分 6 厘、慶応 2 年（1866）には漁船 40 艘、廻船 6 艘と漁業の発達とともに海運業の進展もみえる。鮮魚や塩物を行商する棒手商は、和木浦一円の権利を持つ親方が鑑札を発行した。棒手株を持つ人数は宝暦 5 年（1755）35 人、文化 3 年（1806）55 人、天保 13 年（1842）70 人である。『江津市誌』によると宝暦 5 年に棒手商の鑑札を求めた商人札の願い出があり、有利な生活手段として棒手商が増加したとされる。漁業人口は、宝暦 6 年（1756）の「覚」によると百姓 138 人に対して浦人 343 人、明治 5 年（1872）の戸籍によると和木村 253 戸のうち「雑業」の漁業者が 121 戸、棒手商に従事する「商業」が 88 戸、「農業」が 41 戸であり、8割が漁業に携わっていた。

廻船業は、「小川惣左衛門が元禄・享保の頃始めたもので、長福丸以下三隻を所有し、宝永年間の『小鉄船積帳』その他が保存されている。小川氏経営の鑪でできた小鉄は、都濃津浦の『中庭』^{なかんぼ}が積出していたのである」（山岡 1955、100 頁）とされており、北前船で大阪まで行き来があったという。近世後期に向かって砂鉄採集、窯業、酒造業、炭焼なども行っていたということであるが、当地域の史料調査が進んでいないためまだ議論の準備ができていない⁽¹²⁾。

表 2 和木村の漁業状況

年代	廻船 (単位:艘)	漁船 (艘)	網船 (艘)	大敷船 (艘)	網数 (帖)	大敷網 (帖)	鰯網 (帖)	地引網 (帖)	四ツ張網 (帖)	浦上納銀	塩浜銀	その他
元禄3 1690						1	2			18匁6分		
宝永2 1705		8										
享保2 1717		7	4									
元文1 1736	1(小鉄船)	7	5	4	4		3	1		18匁6分		
宝暦5 1755												棒手商35人
宝暦9 1759	1(80石積)	22		4		1	5	1				
宝暦11 1761	1	22	6	4							7匁	
文化3 1806												棒手商55人
天保7 1836	5(他に附船2)					3	8	1	1			
天保13 1842												棒手商70人
慶応2 1866	6 (240石積1、90石積1、 80石積3、60石積1)	40 (大漁舟20、 小漁舟20)	9									小鉄稼

牛馬数は表 3 の通りで、石高に対して牛の数が多く、天保 7 年（1836）では 4 石 5 斗余につき牛 1 頭、戸数比ではおよそ 7 戸に牛 1 頭（1838 年時点の戸数 178 軒）の割合になる。農耕に用いるというよりむしろ運搬用に使用していたと考えられる。

階層構成の特徴は、宗門改帳に「下人」⁽¹³⁾と記載される世帯が多数存在し、正徳 5 年（1715）において下人が 55 世帯、百姓が 11 世帯、天明 4 年（1784）は下人が 114 世帯、「厄介」が 2 世帯、「穢名」が 1 世帯、百姓が 6 世帯、慶応 4 年（1868）は「下人」が

表 3 和木村の牛馬数

年代	牛	馬
宝永2 1705	9	4
享保2 1717	16	3
宝暦9 1759	15	2
宝暦11 1761	15	2
天保7 1836	26	1
慶応2 1866	24	4

242世帯、「地借」が2世帯、百姓が18世帯と、常に村内の8～9割を下人が占めていたことである。正徳5年の下人はすべて庄屋の下人であり、その後、羽代の百姓の下人や、他村からの出作の下人も存在するようになる。羽代地域を除く和木地域は開拓の祖と言われる小川家が鎌倉時代に拓いた土地と伝わっており、土地と地先水面をすべて所有し、徳川時代を通して庄屋と浦年寄を代々勤めた。村の住人は当地にきた家臣たちの子孫とされる。組頭は羽代の百姓1軒が勤めた。

表4に和木村の階層構成を示す。この表は、和木村の「御免状割帳」から作成したが、無高の人数は免割帳に記載されないため、近い年代の宗門改帳の世帯数から高持の世帯数を除いた数を記した。また村外に所有する土地は調査していないため含まない。享保元年(1716)の「御免状割帳」から宗門改帳の名前と照合すると65石を所有する庄屋が1軒、羽代に居住する10世帯のうち7世帯が持高2～15石の家持の自作農で、持高0～2石の1人だけは村内に名前が一致する者がいないが(1716年から1776年まで60年間同じ名前であるため人名ではなく地名の可能性もある)、この1人を除いて、残る57世帯が無高であった。明和元年(1764)の「下作掛米帖」からは庄屋の和木分の小作として下人38人、羽代分の小作として下人4人と百姓4人が確認でき、この頃には下人のおよそ半数が庄屋の小作・借家人であり、高持百姓の半数が自小作であった。この特徴的な村落構造について、益田庄三(益田1970)は、封建的な地主・小作関係、親方・子方関係が近代まで持続した特異な地域としている。

石東地域の近代の農民階層には地主から一戸前の耕作田畑と住宅その他農業経営に必要な物件をすべて貸借する形態として株小作慣行があったことが知られており、鉦と廻船業を営む商人地主も小作集積を果たし、近世の地主制が近代へつながったと見られているが⁽¹⁴⁾、和木村の下人は土地家屋一切をすべて貸借している点では株小作と類似しており、下人の存在形態を実態に即して解明することが今後必要である。

表4 和木村の階層構成

階層	享保1年(1716)			寛延3年(1750)			安永5年(1776)		
	戸数	持高		戸数	持高		戸数	持高	
50石以上	1	65.553	57.9%	1	77.112	67.4%	1	83.357	72.6%
10～15石	1	10.623	9.4%	0	0	0.0%	1	13.592	11.8%
5～10石	5	31.978	28.2%	3	24.649	21.6%	1	8.679	7.6%
2～5石	1	4.823	4.3%	3	10.466	9.2%	1	3.921	3.4%
0～2石	1	0.25	0.2%	2	2.131	1.9%	6	5.239	4.6%
無高	57	0	0.0%	76	0	0.0%	88	0	0.0%
合計	66	113.227	100.0%	85	114.358	100.0%	98	114.788	100.0%

注：持高は小川文書「御免状割帳」により作成。無高の戸数は直近の宗門帳の世帯数から算出。

第2節 和木村の宗門改帳

1. 現住地主主義の記載

宗門改帳の様式は藩により定められており地域により精度が異なるため、最初に当該地域の宗門改帳について詳述する。

分析に用いた史料は、和木村の元禄14年(1701)から明治4年(1871)までの47冊⁽¹⁵⁾の宗門改帳と、出来人失人宗旨替帳111冊⁽¹⁶⁾、及び人別送り状である。表5に目録を提示する。和木村の宗門改

帳は石見地方では最古であり⁽¹⁷⁾、途中欠けている時期はあるものの、明治までの約170年間に亘る長期の観察が可能である。一般的に村に残存する宗門改帳は翌年の御調べのために年内の出入の控えを書き込む場合が多いが、和木村の宗門改帳にも書き加えや貼紙があり、翌年の御改までの出生・死亡・嫁入り・婿入り・引越など、個人の移動情報が豊富である。「出来人失人宗旨替帳」及び「増減帳」には前年の宗門改め以後の出生・死亡・移動が記され、宗門改帳の書き込みに漏れた情報と宗門改帳の欠年をある程度補強することができる。

和木村の宗門改の実施は宝暦13年(1763)頃の記録「宝暦十三壬酉年起 書留」⁽¹⁸⁾によると二月朔日の行事として「一、宗門下改 御定目読聞せ、并五人組判形取、并源三郎列席」して行われていた。また、明和3年(1766)の「宗門之案紙」によると「当春方増人宗門相改申候御帳面へ人数壺人茂不残壺歳方旦那寺之宗門請合証文取判封印仕」とあり、前回の宗門改以後に生まれた人は数え年1歳(つまり生まれた年)から次の宗門帳に記したことが判る。

宗門改帳を扱う上では記載が現住地主義か本籍地主義かが問題となる。それは、本籍地主義で記載された場合、出稼ぎなどで数年間村を離れていたとしても区別ができず、実際の居住人口よりも多く(あるいは少なく)見積もる恐れがあるためである。そこで和木村の宗門改帳に記載されている「下男」・「下女」から検討する。下男・下女は世帯を表すと考えられる一筆の中に元禄14年(1701)から宝暦6年(1756)まで記載されており、これらの人々は頻繁に移動し、転入日・転出日が宗門改帳や増減帳に記録された。一例を挙げると、「一、同宗 同寺旦那 歳廿七 下男 長松 此者未ノ十二月十三日方加久志村へ参居申候」(「元禄十四年 宗門御改帳」)というように記載され、移動日が確認できた下男・下女の人数は転入が9人、転出が49人で、このうち49人の転入日・転出日が12月13日に限定される。下男・下女以外の村人が婚姻などによって移動する場合には様々な日にちが記されているので、史料の日付は実際の移動日を表すと考えられ、毎年ほぼ決まった日にちに移動する下男・下女は年季奉公人であったと思われる。この年季奉公人と思われる下男・下女が、宗門改帳の記載単位である「一打ち」の中に記載されていることから、実際に居住する単位、つまり現住地主義で作成されたものと考えられる。下男・下女は宝暦6年以後記載されなくなり、住み込み奉公から通い奉公や日雇いへ変化したと考えられるが、現時点では推測するしかない。

2. 宗門改帳の表題と記述内容

これまで宗門改帳と総称してきたが、史料の表題は大きく分けて「宗門御改帳」、「御改宗門帳」、「切支丹宗門御改帳」の3種類ある。「人別帳」という表題が1冊だけあるが、記載内容は1764年の「御改宗門下改人別帳」と他の宗門改帳とで大きく異なるところはなく、宗門改帳の部類に含まれる。

まず、表題と支配との関係について検討すると、浜田藩主は元和5年(1619)から古田大膳太夫重治、慶安2年(1649)から松平周防守、宝暦9年(1759)から本多中務大輔、明和6年(1769)から再び松平周防守、天保7年(1836)から松平右近将監と交代するが、表6のように「宗門御改帳」という表題が大きく変化するのは「切支丹宗門御改帳」となる1760年と1761年、1770年の5冊で、1759年から1769年まで本多氏の支配がであった時期と重なることから、藩の方針が影響したと考えられる。このときは記載内容も異なり、出生地が記載されている。本多氏の前後、松平周防守の支配期間の表題は「宗門御改帳」→「御改宗門帳」→「宗門御改下帳」と変化する。

表 6 和木村の宗門改帳の表題の年次変化

年代	宗門御改帳	宗門御改下帳	宗門御改下帳(宗派別)	御改宗門帳	御改宗門下改人別帳	切支丹宗門御改帳
1701～1709	3					
1710～1759	1			19		
1760～1770					1	5
1771～1799				3		
1800～1836		2				
1837～1861			13			
合計	4	2	13	22	1	5

注：1771年、1805年、1823年、1832年は表紙を欠損しているため分類には含めない。

享保7年（1722）に徳川吉宗によって行われた全国的な人口調査は、史料が残存していない時期に当たるため史料からは確認できない。安永5年（1776）に幕府から出された宗派ごとの分冊化の命が和木村の宗門改帳で確認できるのは1842年で、増減帳に限ると1824年から宗派ごとに分冊されるようになる。幕府領の石見国彦摩郡今浦で文化3年（1806）から宗派別になっていることに比べると格段に遅い（小林2009）。その後1836年から松平右近将監の支配となった影響は明らかではない。

次に、記載内容は、名前、年齢、続柄、檀那寺が全史料に共通し、持高の記載はない。「切支丹宗門御改帳」のみ、先にも触れたが「生国」として出生地の記載があり、女房にも個人名が記されている。1846年以降の「宗門御改下帳」にも女房の名前が記載される。

「穢名」と「寺内」は概ね別の冊子に分けられている。1760年と1761年及び1770年の「切支丹宗門御改帳」3冊は穢名の1世帯だけを記載した宗門改帳であり、1784年と1791年の「御改宗門帳」では、末尾に穢名世帯が記載されている。また、1844年、1846年及び1861年の「宗門御改下帳 寺内」は僧侶1名だけを記載した宗門改帳であり、他の資料には僧侶は記載されていない。宗門改帳に記載される身分は一般的に農民であり、もとより武士は含まれていないが、和木村では僧侶・穢名も調査が分けられていた。

宗門改帳の作成月は、寛保2年（1742）までは8～10月、寛保4年（1744）から2月改のものが出来てきて、宝暦9年（1759）を最後に秋の作成はなくなる。「出来人失人宗門帳」は1年のうち春秋2回作成されていることから、「春御改以後」の表題が始まる享保17年（1732）から宝暦9年（1759）の間は春と秋の年2回調査が行われていたと考えられる。『石見町誌』によると市木組矢上村では天和年間（1682）から明和8年（1772）まで毎年3月と9月の2回宗門改めを行い、3月に宗門改帳を藩へ提出していたとあるが、和木村の史料では、出来人失人帳が年2回作成されたのは1732～1772年で、それ以前は秋のみ、以後は春のみであり、「宗門御改帳」及び「御改宗門帳」は寛保2年（1742）までが秋作成で、寛保4

			八 ツ	四 ツ	廿 九	三 三 三	浄土宗跡市村西方寺旦那	史料1
			九 ツ	五 ツ	三 十	三 四		「文化五戊辰
廿七	五十八	三 ツ	十	六 ツ	三 十 一	三 五		宗門御改下帳」
廿八	五十九	三 ツ	十一	七 ツ	三 二	三 六		
廿九	六十	四 ツ	十二	八 ツ	三 三	三 七		
弟		同	娘	悴		下 人		
乙次郎	母親	いと	こう	林蔵	女房	善兵衛		

年（1744）以降は宝暦9年（1759）を除いて春作成である。従って、元禄14年（1701）以降の宗門改めは、少なくとも1732年から1772年までは年2回増減を調べ、1742年までは宗門改帳を秋（8～10月）に作成し、1744年以降は春（2～3月）も作成するようになり、1773年以後は春改めのみとなったと思われる。春秋2回の増減帳が残る1732～1772年の間は現存以外に宗門改帳が作成された可能性を否定できない。

18世紀後半からは1冊の宗門改帳を数年に亘って使用している。最初の例は1760年の「切支丹宗門御改帳」で、1761年以降の増減を貼紙によって上書きする。1784年からは、毎年年齢を書き加え（史料1）、末尾に各年の集計を記す。寛政元年（1789）の「宗門帳并案文 宗門方」および文化14年（1817）の案文では数年分表記する文例にはなっていないため、提出する帳は毎年作り、村方の控えとして1冊を数年間使用して記入する方法がとられていたと思われる。

3. 史料の問題点

分析上大きな問題となるのは欠年が多いことである。4年以上に亘る欠年としては、A.1716～1736年の20年間、B.1773～1783年の10年間、C.1839～1867年の28年間の3期間があり、宗門改帳に記録される世帯の出現理由が不明な世帯が、A期間に18世帯、B期間に6世帯、C期間1世帯で、1701～1871年の間に登場する理由がわからない41世帯のうち26世帯にのぼる。同じく、消失理由が不明な30世帯のうちA期間に11世帯、B・C期間に3世帯ある。

もう1点は、名前の変更が多いことである。一人の人間が生まれてから死ぬまでに3～4回名前が変わる事例も少なくない。名前変更の動機と考えられるのは、1.前世帯主の名前を継承する場合、2.幕府や藩から禁止文字の通達があり、強制的に名前を変更する場合、3.幼名から成人名に変わる場合、4.動機のわからない改名である。このうち、1の前世帯主の名前を継承する場合は、個人を特定することが比較的容易であるが、それ以外で、例えば増減帳に「下人〇〇の娘△△が□月□日に出生」と記載されているとき、世帯主名が変わっていれば特定できず、翌年の宗門改帳でも娘の名前が確認できないことがある。すると、増減帳に記録されているにもかかわらず、記録が反映されない出生・死亡・結婚・移動が発生することになる。

第2章 人口増加の実態

第1節 和木村の人口趨勢

和木村の人口規模⁽¹⁹⁾は元禄14年（1701）時点で265人、明治4年（1871）までの170年間で1539人へと増加し、年平均増加率に換算すると約1.0%になる。これは増加率が高かった西南日本の野母村でも約0.4%（1766～1871年）であり非常に高い増加率と言える。

人口趨勢を表7（末尾）に、人口と世帯数の推移をグラフに示すと図2のようになり、何回かの減少はあるものの全体的に増加が続き、1806年以降に増加速度が加速する。

男女別人口構造は、1772年までは男子人口が女子人口を上回る年が多く、1784年に逆転して以降は性比（男子/女子）が100前後となる（図3）。元禄14年（1701）と宝永元年（1704）だけ突出して男子人口が多いのは、それ以前の数値がないので推測になるが、史料年代が古いために女子の記録が漏れていて宗門改帳に記録された男子の数が多くなった可能性が考えられる。期間冒頭を除くと93から112の範囲を上下しており、人口で言うと10人程度の差で、男子人口が女子人口をやや上回っていた。一

一般的に出生制限がないとされる 105 を概ね下回っているが、出生制限や出生統制が行われていたかどうかは、出生性比や死亡率の検証と同時に結婚などによる移入・移出も考慮しなければ結論は出せないため、この性比からは出生制限の否定は難しいが、積極的な制限には疑問がある⁽²⁰⁾。

図 2 和木村の人口と世帯数の推移

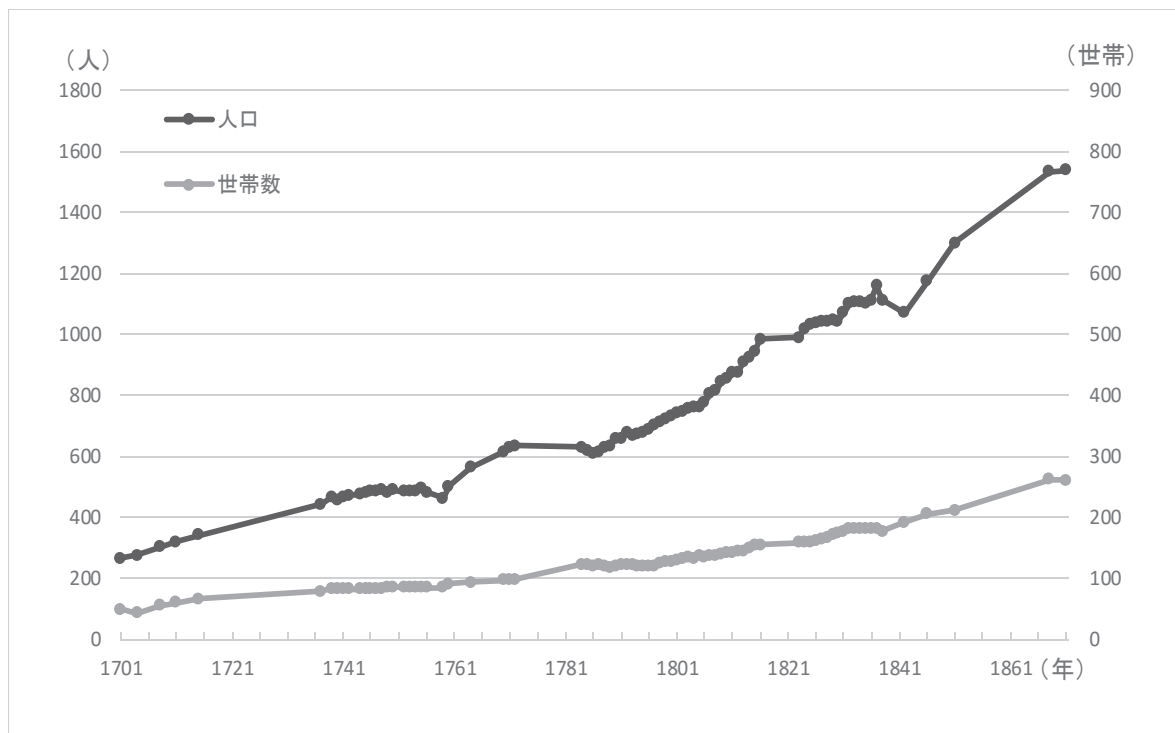
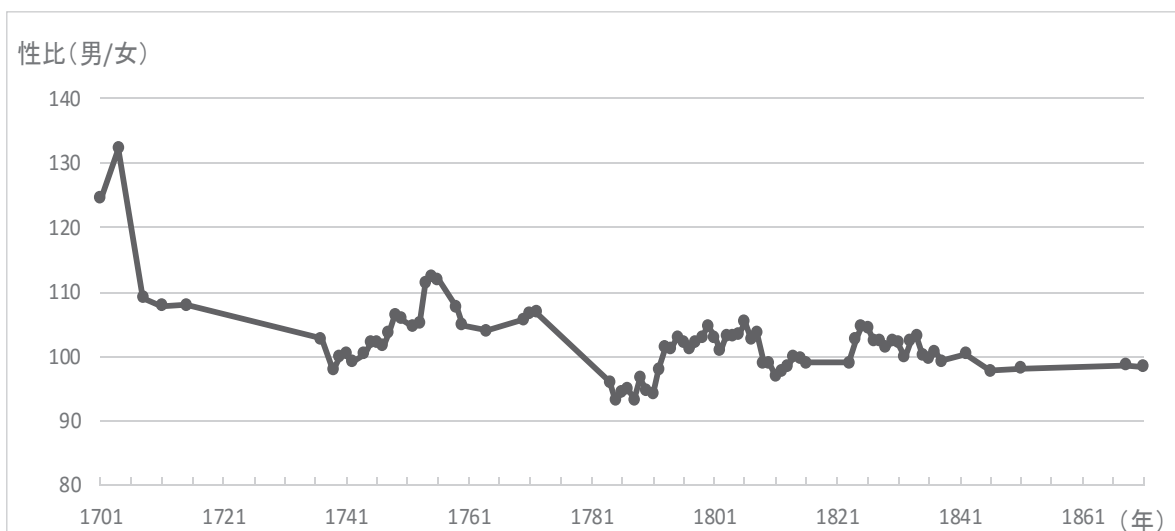
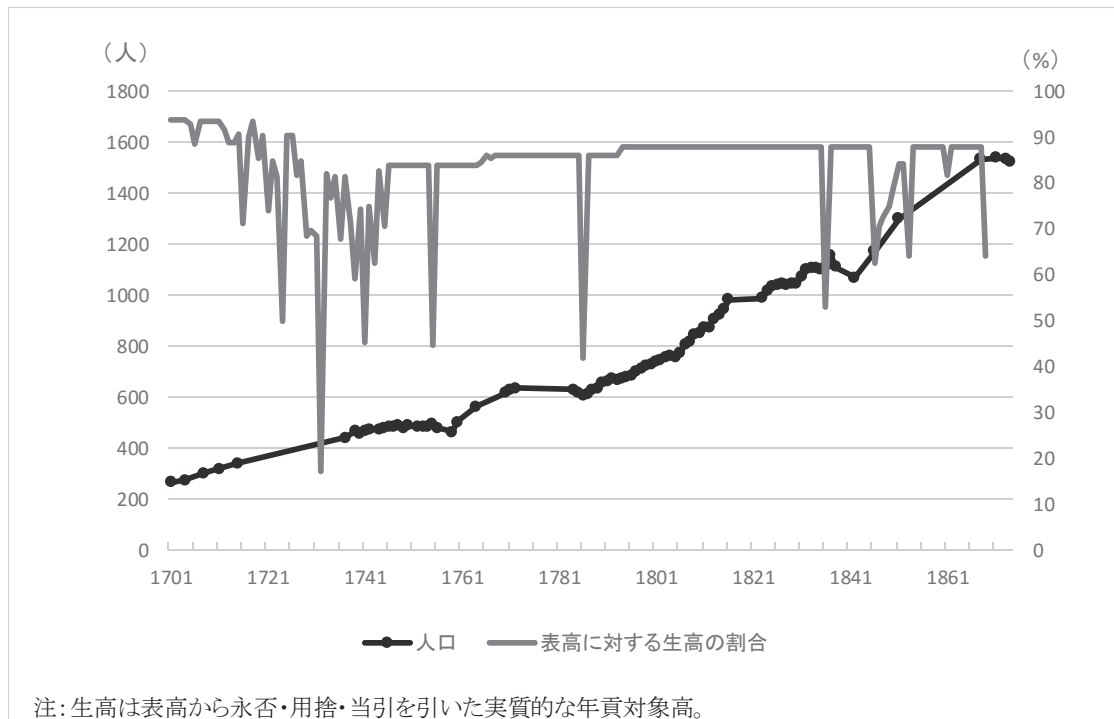


図 3 和木村の性比の推移 (男子/女子)



人口増加が停滞または減少した時期は、宝暦 5～9 年 (1755～9)、明和 9 年 (1772)、天明 5～6 年 (1785～6)、天保 9～13 年 (1838～42) 頃の 4 回で、史料の欠年のため統計には表れないが、「覚」(御用留)によると享保 16 年 (1731) 秋から同 18 年 (1733) 春まで虫付悪作のため餓死者 39 人、病死者 15 人が出ており、いわゆる享保の飢饉は享保 17 年 (1732) の「定子免状之事」で村高の 65%に当

図4 人口の推移と年貢減免の割合



たる74石5升8合が早稲晩稲当引となるものであった。

不作は人口減少の要因の一つであり、年貢減免高から検討すると(図4)、宝暦5年の年貢免状では44石8斗4升2合が早稲晩稲当引、近隣の黒松村では同年に「虫付損毛」、南川上村では早稲晩稲当引が「64石余」となっており(『江津市誌 上巻』1284頁)、天明6年の年貢免状では36石8斗3升4合が早稲中稲検見当引、14石1斗2升4合が晩稲検見当引きで生高は47石9斗4升4合となる大規模な不作で、和木村に残る天明4年の「飢饉極難救帳」には、正月19日から2月3日までの間、延べ170人の村内困窮者に対して小川良直が「粥焼為喰」を行った記録がある。この年は東日本で被害が大きかったことが知られる天明の飢饉と重なるが、石見国でも大変な飢饉であった。天保7年にも減免があり、天保の飢饉の人口減少が確認できる。

また嘉永3年(1850)の「村内救民(帳)」には「嘉永三戊年凶荒ノ際村内救民ニ賦与ス」として米・干甘藷合わせて39石余りを小川八左衛門が村内の救民に充てた記録があり食糧の窮乏を物語っているが、それにも拘らず次に宗門改帳で人口が確認できる翌年の嘉永4年(1851)には1300人と高い増加が見られる。このように大規模な不作が人口減少をもたらした可能性が高い一方で、宗門改帳がない1732年を除いて、30%以上減免されている1741年、1869年には人口の減少が見られないため、不作が必ずしも人口の減少をもたらすわけではない。海付の和木村では零細な耕地を補うための漁業が行われてきたと考えられ、生きるのに必要なエネルギー量を穀物からだけでなく、海産物から補うことも見過ごすことができない。また人口の高い増加がみられる1760年、1807年、1843年は、いずれも棒手商株の増加した1755年、1806年、1842年の後であり、商業の発展が人口増加に与えた影響も推測される(表2参照)。

石見地方では18世紀中頃から畑で甘藷が栽培されるようになる。石見銀山料代官の井戸平左衛門正明が享保17年(1732)に甘藷をもたらしたといわれており、後年の飢饉でも甘藷に救われたため、井

戸平左衛門を「芋代官」と称して顕彰碑を建立し現在でも江津市内では部落で毎年「芋法事」を行って感謝する風習が残る（『江津市誌 上巻』1292～1298頁）。和木村の鉄穴流して開拓した耕地は砂地で水はけがよく、甘藷栽培に適していた。甘藷を主食とした記録はないが、少なくとも飢饉年には保存した甘藷が活躍したことと考えられる⁽²¹⁾。

次に、明和9年（1772）は『江津市誌 上巻』（「江津市近世の災害年表」1277～1291頁）によると隣の都野津村で「秋よりエキレイ流行」の記録があり、疫病の流行が人口に与える影響も大きい。この年の和木村の「御改宗門帳」には翌年春までの死者に朱の判が押し、死者数は146人に上った。死者の年齢は40歳代の男子が25%、女子が21%に上り青年層に死者が多く出ていたが、次に確認できる天明4年（1784）の「御改宗門帳」では人口が回復しており、著しい増加がみられた。この他、近隣の村の記録では享保15年（1730）に敬川村で疱瘡流行、安永5年（1776）に都野津村でハシカ流行、天明4年（1784）には「今年大ニ疫病流行」、享和3年（1803）には「春よりハシカ大流行」（以上、都野津村）、「石見年表」では安政5年（1858）に「7月よりコロリ流行」という記録があり、疫病などの流行がたびたび確認される。

災害としては、文化15年（1818）に大火に見舞われた記録がある。『江津市誌 上巻』（1274頁）によると消失した竈数は133件、家を失った人高790人の他、鰯網・鯪網・漁業道具を消失する大火災で、村の90%を全焼したとする。幸いにもこの時「怪我人壱人茂無御座候」であったが、村内は困窮を究め、「一村潰候程之義」につき「跡市組辻」で合力するという異例の援助を受けた。

宗門改帳の欠年で史料が連続しないためグラフに現れない変化があった可能性はあるが、和木村の人口は減少をもたらす要因が何度かあったにもかかわらず、その都度急速に回復し、結果的に長期的な人口増加につながっていた。

第2節 粗出生率と粗死亡率

史料が比較的連続している1740～1838年を中心に記録された出生・死亡・移動をみていく。期間内で史料が残存しているのは67年分⁽²²⁾で、婚姻などにより他村へ行き不縁戻りとなった場合などをそれぞれ消失と出現の人数に含めると、記録された出現は延べ1621人、消失は1070人であった。出生数は1430人、死亡数は760人、移入は133人、移出は296人で、推定される出生と死亡が4人と1人、理由不明の出現と消失が54人と13人であった。出現理由と消失理由を割合で表すと、出現の88%が出生、8%が移入、3%が不明増加となり、消失では71%が死亡、28%が移出、1%が不明減少で、理由不明の増減は無視できる程度であった。

宗門改め月が年により異なるため史料残存年の出生数と死亡数に改め月を揃える補正を行い人口年平均増加率から算出した粗出生率と粗死亡率を図5・6と表8に示す。欠年中ではあるが1772年4月から1773年3月までの疫病による死亡数だけは判明しているため、1773年の人口は、記載された死亡数と1770～1772年の平均を出生数・移動数として用いた推計値とした。また人口は年初人口に統一し、欠年の人口は直線的变化を仮定して人口年平均増加率を計算した。この計算において出生数、死亡数が把握できる宗門帳は、注22に示すように1760年代においては、1760、64年の2年のみ、1770年代、1780年代においては、それぞれ、1770、71、72の3年のみ、1784～89の6年であるため、この間の動態件数は前後の年次の値の平均を利用している。このため1760～89年の30年間の人口動態は試算的な性格のものである。

しかし、とくに他の時期に見られない1760年代の大きな自然増はその時期の人口の急激な増加によってもたらされたものであるから、おそらく実際に起こったものと思われる。一方1770年代の大きな社会増加の正の値は、疫病流行による多数の死者が出た後10年間の人口が把握できないため、自然増加を少なく見積もっている可能性がある。

粗出生率は1760年代と1790年代以降がやや高く、対象期間中の最大値は1764年の51.1%で、平均値は28.6%であった。粗死亡率の最大値は1772年の135.8%だが、通常年では1756年の43.8%が上限で、平均値は21.5%、1780年代以降は20%を下回っている。1772～3年を除くとすべての年次で出生率水準よりも死亡率水準が低く、年率0.86%の自然増加であった。観察期間以外の移動については世帯数の推移のところで後述するが、170年間の人口増加は社会増加によるものではなく、自然増加によって増えていた。

図5 粗出生率（1740～1838年）

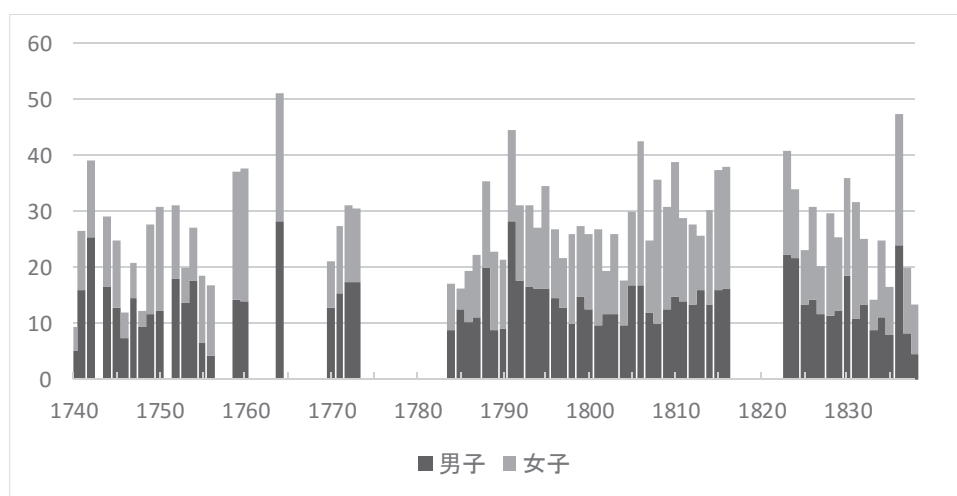
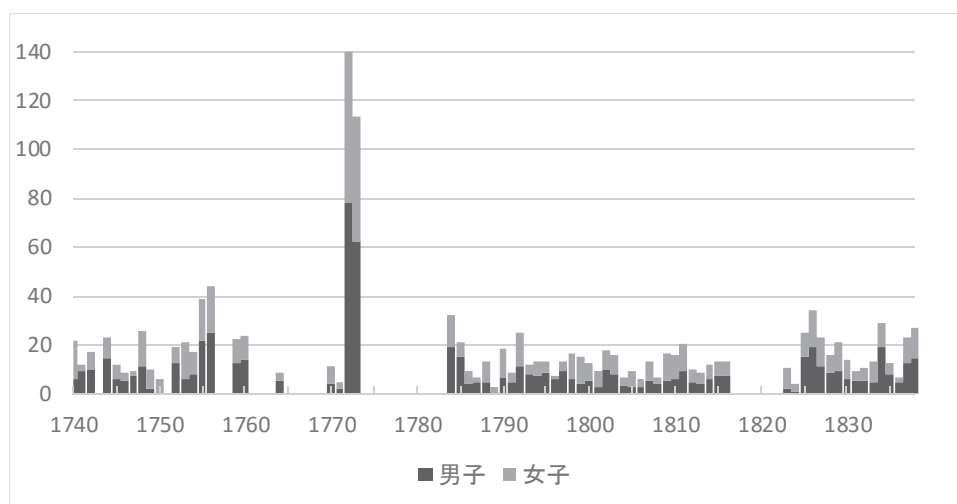


図6 粗死亡率（1740～1838年）



粗出生率の全国平均は20%台中盤から30%台後半とする木下太志（木下 2002）の報告と、自然増加の指標となる神戸新田村（尾張国）の32.6%（速水 1992）、野母村の29%（津谷 2002）と比較すると、和木村の粗出生率は決して高くはないが、宗門改帳に記載されなかった乳児死亡数を加味すると実際の粗出生率はもう少し高かったと思われる。粗死亡率は全国平均が20%台前半から中盤とされる（木下

表 8 10年平均の出生・死亡・移動人口と粗出生率・粗死亡率・自然増加率および移動率(%)

年代	出生 (人)	死亡 (人)	期首人口 (人)	年平均 増加率	粗出生率 (%)	粗死亡率 (%)	自然増加率 (%)	社会増加率 年増加-自然増加	移入 (人)	移出 (人)	移入率 (%)	移出率 (%)	総移動率 移入+移出	純移動率 移入-移出
1740-1749	8.1	6.9	465	0.45	2.24	1.56	0.68	-0.23	1.9	2.6	0.44	0.61	1.05	-0.16
1750-1759	8.7	6.4	487	0.18	2.59	2.40	0.18	-0.01	0.4	1.6	0.14	0.55	0.69	-0.41
1760-1769	4.8	1.7	496	2.16	4.44	1.63	2.81	-0.65	0.1	0.8	0.09	0.76	0.85	-0.66
1770-1779	6.3	15.8	615	-0.40	2.75	7.03	-4.28	3.88	0.7	1.6	0.36	0.85	1.21	-0.50
1780-1789	8.6	5.3	591	1.02	2.22	1.42	0.80	0.22	1.7	2.4	0.46	0.64	1.10	-0.19
1790-1799	19.4	8.9	654	1.10	2.91	1.43	1.48	-0.38	3.4	5.0	0.50	0.73	1.23	-0.23
1800-1809	21.5	8.5	730	1.54	2.79	1.15	1.65	-0.11	1.2	5.2	0.19	0.84	1.03	-0.64
1810-1819	19.7	8.8	852	1.44	3.23	1.34	1.89	-0.45	2.6	2.5	0.41	0.39	0.81	0.02
1820-1829	21.3	12.7	984	0.60	2.91	1.93	0.99	-0.39	1.0	2.5	0.14	0.35	0.49	-0.21
1830-1838	29.1	17.3	1044	0.47	2.55	1.62	0.93	-0.46	0.6	6.4	0.05	0.59	0.64	-0.54
平均	14.7	9.2	692	0.86	2.86	2.15	0.71	0.14	1.4	3.1	0.28	0.63	0.91	-0.35

注：人口が判明する 67 年分の記載に基づく集計。粗出生率と粗死亡率は改め月を揃える補正を行った。

出生数・死亡数・移入数・移出数は年平均である。

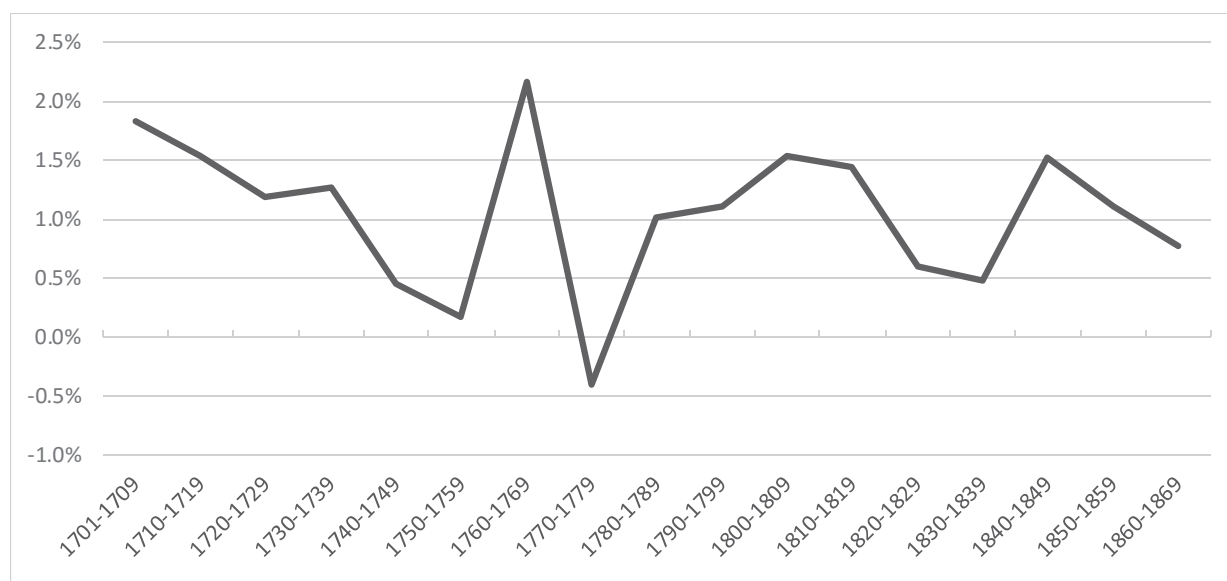
2002) 中では低い値で、野母村の 23% (津谷 2002) よりも低い。約 100 年間の傾向としては 1800 年頃から出生率が上がり死亡率が低下する傾向が強まっていた。

一方、社会増加率 (年平均増加率-自然増加率) は 1770~80 年代を除いて負の値となり、移入率と移出率から見ても移出の方が多く、純移動率はマイナスとなるが、総移動率 (移入率+移出率) は 9.1% と極めて小さく、人口変動には殆ど影響を与えていなかった。表 8 で純移動率と社会増加率が異なる原因は不明だが、史料欠年が増減数に影響していると考えられる。

18 世紀後半から 19 世紀前半にかけての人口変動を自然増加と純移動から考察すると、移動が少ないために人口変動に与える自然増加の影響が強く、自然増加率の高さは死亡率の低さによりもたらされていた。18 世紀後半の自然増加が確認される地域と比較すると、西条村 (美濃国) では出稼ぎなどで都市部へ移出する人口が 42.5% と多かったため人口減少をもたらした (中島 2016、58 頁)、海村の野母村では 4.4% という移出の少なさが自然増加による人口増加への影響を強めていたが (同 58~60 頁)、和木村でも移動が少なく自然増加が人口増加の要因となっていた。

社会増加が少ない理由には、和木村の婚姻の風習の影響が考えられる。論者が明治生まれの住民から聞き及んだところでは「よそ者の血は入れない」という血統を重んじる風習があり、村内婚が多いとい

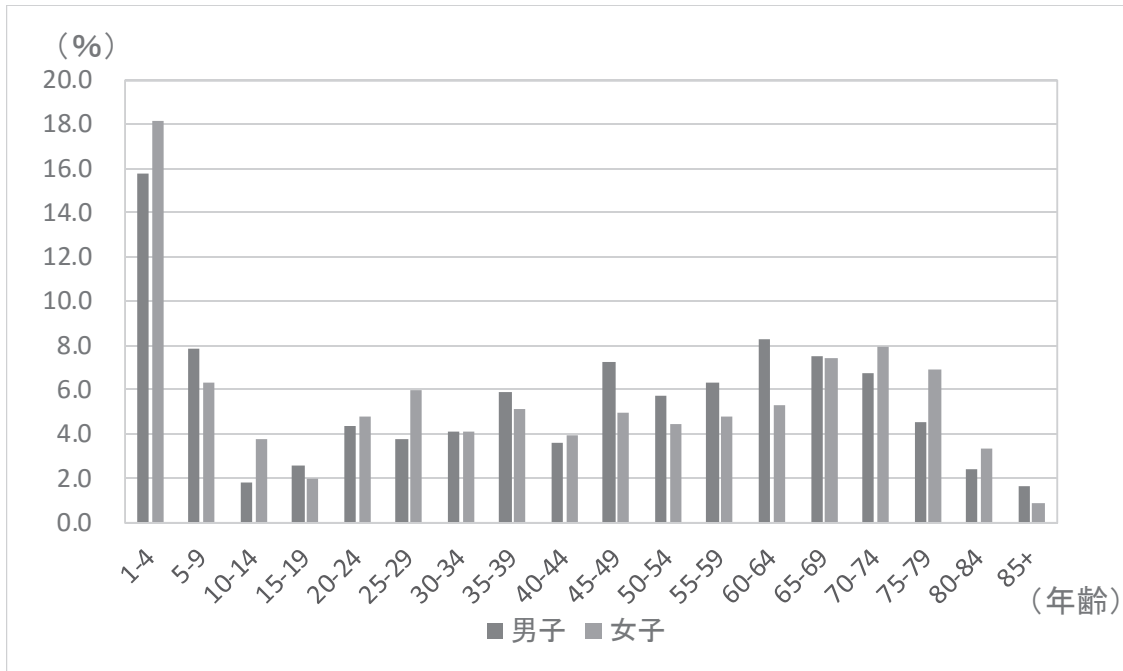
図 7 人口年平均増加率の 10 年平均値



う。漁業権や漁法を守るために村外との接触を避ける漁村があることは知られているが、漁村の閉鎖性の一例と言えるかもしれない。

1701～1871年の各10年間における人口年平均増加率を示すと（図7）、1750年代に0.2%、1770年代に-0.4%となっており、18世紀後半の人口変動が大きかったことがわかる。飢饉や疫病、災害といった人口へのマイナス要因に見舞われながらもその都度強い回復力を見せ、平均して年率1.0%を超える

図8 死亡年齢（1707～1860年）



高い人口増加率になっていた。

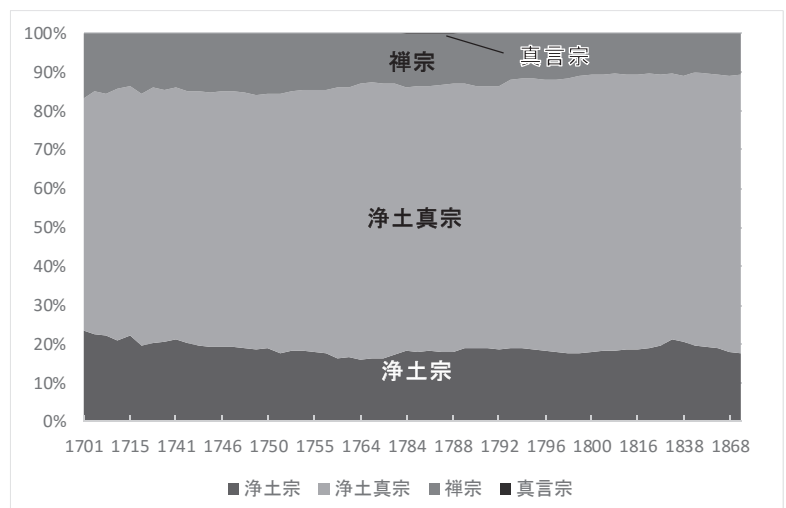
ところで、1707～1860年の間で記載された死亡を年齢階層別に示すと図8のようになる（通常年の傾向を示すため1772～3年は除く）。この死亡年齢は人口の年齢別構成を反映していないため傾向を掴むにとどまるが、一般的に1-4歳代の乳児死亡と20代の女子の死亡が多くなるどころ、和木村では30代後半から50代の男子の死亡が多いという特徴があった。漁村の生業との関わりにおいて海難の危険を物語るものと思われる。

第3節 宗派別人口の推移

宗派別の人口の割合を示したものが図9である。和木村の宗派は浄土真宗、浄土宗、禅宗に分かれており、真言宗の世帯は一時期存在しただけである。1世帯内の家族は同じ檀那寺に属しており、半檀家は見られなかった。

浄土真宗は70%前後、浄土宗は20%前後、禅宗は15%から10%へやや減少しているが、期間中の割合に

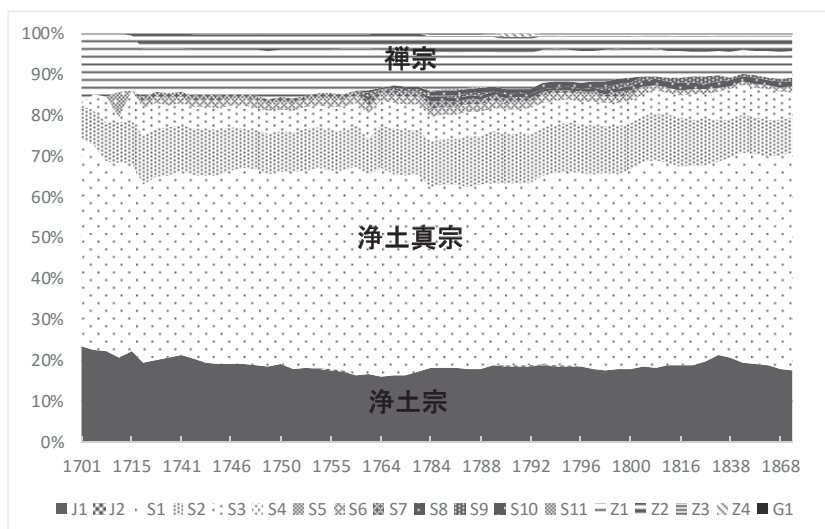
図9 和木村の宗派別人口割合（1701～1871年）



大きな変化は見られない。更に檀那寺別に詳しく分類したものが図10で、浄土宗寺院を寺ごとにJ1、J2と分け、浄土真宗寺院をS1からS11、禅宗寺院をZ1からZ3、真言宗寺院をG1と分類した。檀那寺は延べ18か寺あり、1760年頃から1～3世帯の規模で寺院数が多様化しているが、全期間を通して主な檀那寺であったのは6か寺で、村内人口に占める割合はあまり変化しない。村内・村外への移動世帯が多数あれば、檀那寺の種類と檀家人口の増減にもばらつきが生じると考えられるが、1701年から1871年までの人口が5倍の変化であったのに比べて、宗派間の人口変動はきわめて少なく、各檀家人口の変化も小さいため、人口移動が少ないことを裏付ける結果と言える。

また、石見国は真宗門徒の多い地域であるが、和木村では浄土真宗だけの特異な人口増加はなかった⁽²³⁾。浄土真宗では間引きをしないために人口増加率が高いという主張に対して、廣嶋は石見銀山料の調査(廣嶋2008、221～250頁)で、真宗門徒だけの特別な人口増加は認められなかったと報告している。和木村では出生力の比較をしていないため結論は出せないが人口比率から考えると真宗門徒だけに特定の行動があったとは思われない。

図10 和木村の檀那寺別人口割合(1701～1871年)



第3章 世帯の変遷

第1節 宗門改帳の「一打ち」と世帯

宗門改帳の記載単位を検討し、世帯数の変動をみていく。歴史人口学では一般的に宗門改帳の記載単位を居住単位とみなすが、ここでは明治5年(1872)の「浜田県管轄第一大区第四十四小区戸籍総計・浜田県管轄第一大区第四十四小区職分総計」⁽²⁴⁾と宝暦11年(1761)の「下人屋舗改帳」から「一打ち」の単位の検討を行う。

「下人」記載がある中で最後となる慶応4年(1868)の宗門改帳には百姓18世帯、下人242世帯、地借2世帯の合計262が記載されており、明治4年(1871)の「戸籍帳」の戸数と宗門改帳では戸数が一致する。「浜田県管轄第一大区第四十四小区戸籍総計・浜田県管轄第一大区第四十四小区職分総計」によると和木村の戸数は258軒で、家持が20軒、借家が238軒であった。4軒の差はあるが、百姓18世帯と地借2世帯を合わせた20軒を家持、下人242世帯を借家と考えると、明治初年の段階で宗門改帳の記載単位は実際の居住単位を表すとみてほぼ間違いない。

宗門改帳の「百姓」の記載は、例えば「はしろ庄兵衛家内 一、禅宗神主村太平寺旦那 とし六十四庄兵衛(中略) 家内合六人内、三人男、三人女」となっており、宝暦10年(1760)以後何度か「家持」と記載されているので1軒単位と考えられる。和木村の住人の大半を占めた「下人」は前述の通り

庄屋の借家人であり、借家屋敷銭の台帳として作成された宝暦11年の「下人屋舗改帳」と宗門改帳の名前を比較することができる。1761年時点の小川惣兵衛の借家人は73名、うち2名は1761年に分家して新しく増えた借家人であった。宗門改帳の宝暦10年の筆頭者のうち（小川惣兵衛の）「下人」は80名、僧侶1名を除いて3名が1762～1767年の間に、2名が1788年までに失人となったことが確認でき、残る3名は存続する。僧侶を除く79名は借家人であったと考えられ、惣兵衛の借家は71名なので残る8名がどのように居住していたかは不明であるが、「一打ち」が1つの家に居住する1世帯であったと考えても差し支えないと考える。

さらに記載内容から検討すると、先に触れた「下男」・「下女」と表される奉公人が雇い主の世帯の欄に記載されていることから、記録単位が血縁集団ではなく共住集団になっていることが確認できる。また、元禄14年（1701）、天保13年（1842）などの宗門改帳では一区切りごとに屋号が記されており、この屋号は個人の家を区別する呼称として現在でも江津、浜田地域で使用されているものである⁽²⁵⁾。

以上の点から、宗門改帳の記載単位は世帯ごとの居住単位を表していると判断できるので、これより先は記載単位を1世帯として進めていく。

第2節 世帯からみる趨勢

元禄14年（1701）～明治4年（1871）の170年間に、和木村の宗門改帳に登場したすべての世帯を、出現した理由と消失した理由にわけて集計すると、表9のようになる。170年間に宗門改帳に登場した世帯は総計348世帯で、世帯ごとの出現理由と消失理由を6つに分類すると、史料の最初の年に存在している世帯は49世帯、最終の年に確認できる世帯は262世帯で、170年間に213世帯

表9 宗門改帳の出現理由と消失理由によるクロス集計

(1701～1871年)		消失理由						合計
		1 存続	2 絶家	3 出村	4 吸収	5 欠落	6 不明	
出現理由	A. 既存	33	1	5	1	1	8	49
	B. 分家	197	11	9	2	5	4	228
	C. 入村	7	2	12	0	1	5	27
	D. 帰村	1	0	0	0	1	0	2
	E. 再興	1	0	0	0	0	0	1
	F. 不明	23	4	6	1	0	7	41
合計		262	18	32	4	8	24	348

出現理由

- A：最初の年(1701)に宗門改帳に既存
- B：分家（内、下男の独立:6、厄介の独立:1、後家:1）
- C：入村（内、不縁戻りと思われるもの:1）
- D：帰村（不縁戻り:1、帰村後の分家:1）
- E：夫婦養子による再興
- F：不明（内、妻が和木村出身:8、母が和木村出身:4、
帰村:5、分家:2、父が和木村出身:1、村人の父親:1）

消失理由

- 1：最後の年(1871)に宗門改帳に存続
- 2：死亡による絶家
- 3：出村（内、除帳:2）
- 4：分家の解消・吸収（内、村内への婚入:2）
- 5：行方知れず、出奔、欠落
- 6：不明（内、死亡による絶家と思われるもの:3）

増加していた。

増加理由として最も多いのが分家の228世帯で65%を占める。分家の分類には宗門改帳に「辰九月四日分家」などと記載される場合だけでなく、分家と明記されず、前年に親世帯にいた者が翌年に筆頭者として別世帯に記載された場合も含めた。分家した世帯の86%は最終年まで存続しており、他村へ転出した世帯はわずか3%に過ぎない。一方、他村からの転入による増加世帯は27世帯あったが、最終年まで存続が確認できたのは27%で、44%は数年で出村し、16%は欠年中に消失していた。

表10の世帯の増加割合を見ると、1700年代の増加は緩やかだが徐々に増加し（1720年代は宗門改帳が欠けているため増減が確認できない）、1800年代から増加率が上がる。中でも1840年代と1860年代では10%を超えていた。

表11の減少面では、1710年代の減少が最も多く、他の年代には大きなばらつきはみられない。1710年代の減少が多い理由は消失理由の不明が多いことにも現れているが、宗門改帳が1716年から1737年まで欠けていて世帯を追跡できないためである。そのことは1730年代の出現理由が不明の世帯数に現れる。おそらく消失理由不明の世帯の半数以上は継続して和木村内に存続しているものと考えられる。絶家した18世帯の内訳は持高2～5石の自小作が1世帯で、17世帯は無高層であった（表12）。

表10 世帯数の増加理由別にみた年次変化

期間 (西暦)	出現理由						合計	増加 割合
	既存	分家	入村	帰村	再興	不明		
1701	49						49	14.1%
～1710		10				3	13	3.7%
～1720		10	2			3	15	4.3%
～1730							0	0.0%
～1740		5	4			20	29	8.3%
～1750		5	3				8	2.3%
～1760		5	2			4	11	3.2%
～1770		8	3			2	13	3.7%
～1780		10	1		1	1	13	3.7%
～1790		7	4	1			16	4.6%
～1800		8	3				11	3.2%
～1810		18				1	19	5.5%
～1820		14	1				15	4.3%
～1830		19	1				20	5.7%
～1840		13					13	3.7%
～1850		34	2			1	37	10.6%
～1860		21					21	6.0%
～1871		41	1	1		2	45	12.9%
合計	49	228	27	2	1	41	348	100.0%

注：1721～1730年は宗門改帳が欠けているため数値なし。

和木村の世帯数増加は大部分が村内の分家によるもので、そのほとんどが村内に定着しているが、和木村への転入世帯は数も少なく、定着率も低いという特徴があった。期間中の総数348世帯のうち72%に当たる262世帯が期間の終わりまで存続しており、世帯の高い継続性が明らかになった。

第3節 世帯規模と世帯形態

図11は和木村の世帯規模の推移を表す。1704年の変化は史料の精度が疑わしいが、世帯規模は1701

表11 世帯数の消失理由別にみた年次変化

期間 (西暦)	消失理由						合計	減少 割合
	存続	絶家	出村	吸収	欠落	不明		
1701～1710			3			4	7	2.0%
～1720		1	2			11	14	4.0%
～1730						1	1	0.3%
～1740			2				2	0.6%
～1750		1	3		2		6	1.7%
～1760		1		2		1	4	1.1%
～1770		2	1			2	5	1.4%
～1780		1				1	2	0.6%
～1790			6				6	1.7%
～1800			3				3	0.9%
～1810		2	1			2	5	1.4%
～1820		1	1				2	0.6%
～1830			2				2	0.6%
～1840		3	1		4	1	9	2.6%
～1850			1	1		1	3	0.9%
～1860		2	4	1	2		9	2.6%
～1871		4	2				6	1.7%
1871	262						262	75.3%
合計	262	18	32	4	8	24	348	100.0%

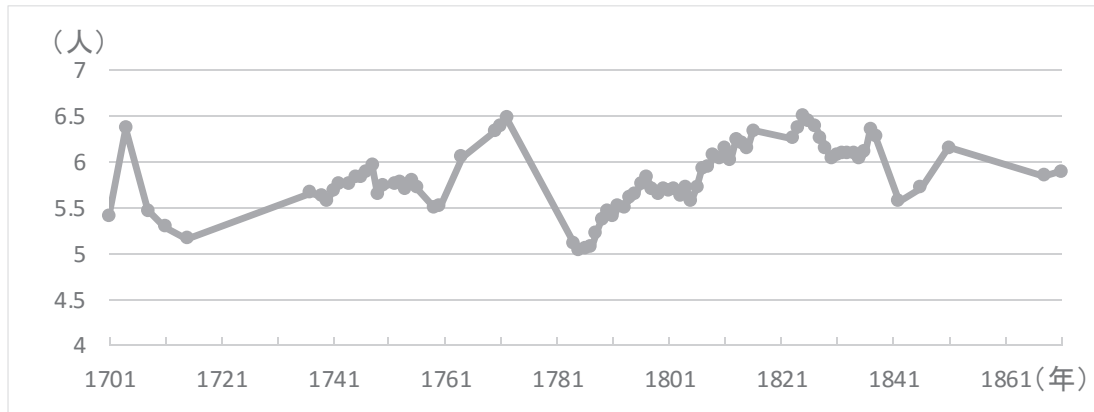
表12 階層別にみた絶家数

階層	2	4	3・5・6
	絶家	吸収	その他
地主(持高50石以上)	0	0	0
自作(持高5～15石)	0	1	0
自小作(持高2～5石)	1	0	0
小作(持高2石以下)	0	0	0
無高	17	3	64

注：消失理由の番号は表9の分類参照。

年から 1869 年の間に 5.1 人から 6.5 人まで周期的に変化しており、世帯規模の減少する 1759 年、1785 年、1842 年は人口が減少した年と一致する。世帯規模の減少が人口減少に連動し、人口が回復すると世帯規模も拡大することを繰り返しているため、全期間を通してみると世帯規模に拡大や縮小の傾向はみ

図 11 和木村の世帯規模の推移



られず、1701 年から 1871 年の間の平均世帯規模は 5.7 であった。

世帯規模は中央日本で小さいとされ、西条村（美濃国）は安永 2 年（1773）に 3.94、明治 2 年（1869）に 4.88 で上限となる（速水 1992、194～195 頁）。それに対して東北日本では大きく、1790 年から 1870 年の平均世帯規模をまとめた落合によると 4.0～6.5 である（落合 2015）。和木村は地域的には中央日本に含まれるが、平均世帯規模 5.7 は東北日本の規模に近い。石見国銀山料の調査では、文久 3～4 年（1863～1864）の世帯規模の平均は 4.53 だが、村によって 3.0 から 6.5 まで幅広く、地域別に平均すると沿岸地域の世帯規模が最も大きく地域平均 4.91 であったと報告されている（廣嶋 2015、322～323 頁）。石見国の沿岸地域は共通して世帯規模が大きかった可能性がある。

世帯形態の概要を掴むために 1701 年から 1871 年をおよそ 4 等分して任意に抽出したものが表 1 3 である。世帯形態の分類には、歴史人口学で広く用いられるハメルーラスレット分類を用いた（Hammel and Laslett 1974）。世帯内の奉公人は期間の途中で存在しなくなるため、他の年との比較のために世帯人数には含めず、奉公人を置く世帯と置かない世帯とに分けて分類した。

全体的に独居世帯と非家族世帯は少なく、大部分が単純家族世帯、大家族世帯、多核家族世帯である。意外にも 1708 年は単純家族世帯が最も多く、1750 年と 1800 年は多核家族世帯が多くなっている。高持の百姓世帯と無高の下人世帯とを比較すると、百姓世帯は 1750 年と 1800 年で多核家族世帯の割合が非常に高い。下人世帯は単純家族世帯と大家族世帯が占める割合が高いが、奉公人を置く下人世帯に限っては多核家族世帯が多くなっている。下人の中でも奉公人を置ける世帯は多くの家族を養う力があつたとみるべきかもしれない。村全体では単純家族世帯が 1708 年に 49.1%に上るのに対し、幕末の 1846 年になると 37.6%に減少し、反対に多核家族世帯が 23.6%から 29.2%に上昇する。世帯形態からも、世帯規模の大きさが裏付けられる。

和木村の分家は、親世帯の中にいる男子が嫁を取り、男子が複数の場合には次の嫁を取ると同時（または数年後）に分家する例が多くみられた。自然増殖力が強く、複数の子供が成長して独立していく過程で、一時的に多核家族の形態をとる世帯ができ、結果的に多核家族世帯が幕末まで増加したと考える。

表 13 和木村の世帯形態の推移

	1708年					1750年					1800年			1846年		
	百姓		下人		合計	百姓		下人		合計	百姓	下人	合計	百姓	下人	合計
	奉公人有		奉公人有			奉公人有		奉公人有								
独居世帯	0	0	1	0	1	0	0	2	0	2	0	3	3	0	8	8
	(0.0)	(0.0)	(3.0)	(0.0)	(1.8)	(0.0)	(0.0)	(2.7)	(0.0)	(2.4)	(0.0)	(2.5)	(2.3)	(0.0)	(4.2)	(4.0)
非家族世帯	0	0	1	0	1	0	0	2	0	2	0	4	4	1	5	6
	(0.0)	(0.0)	(3.0)	(0.0)	(1.8)	(0.0)	(0.0)	(2.7)	(0.0)	(2.4)	(0.0)	(3.3)	(3.1)	(7.7)	(2.6)	(3.0)
単純家族世帯	1	5	19	2	27	1	0	26	1	28	1	36	37	4	72	76
	(25.0)	(71.4)	(57.6)	(18.2)	(49.1)	(12.5)	(0.0)	(35.1)	(100.0)	(32.9)	(16.7)	(29.5)	(28.9)	(30.8)	(38.1)	(37.6)
拡大家族世帯	3	0	7	3	13	3	1	24	0	28	0	48	48	4	49	53
	(75.0)	(0.0)	(21.2)	(27.3)	(23.6)	(37.5)	(50.0)	(32.4)	(0.0)	(32.9)	(0.0)	(39.3)	(37.5)	(30.8)	(25.9)	(26.2)
多核家族世帯	0	2	5	6	13	4	1	20	0	25	5	31	36	4	55	59
	(0.0)	(28.6)	(15.2)	(54.5)	(23.6)	(50.0)	(50.0)	(27.0)	(0.0)	(29.4)	(83.3)	(25.4)	(28.1)	(30.8)	(29.1)	(29.2)
合計	4	7	33	11	55	8	2	74	1	85	6	122	128	13	189	202
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

注：1) 世帯形態の分類は、ハメルーラスレット分類による。

2) 1708年と1750年は、後年との比較のため奉公人を置く世帯と置かない世帯にわけて分類した。

3) 下人は、主家を問わず「下人」身分の世帯を示す。村内本百姓の下人、出作の下人など。

第4節 分家の要因

和木村では人口増加に伴って世帯数が増加し、世帯規模がほぼ一定に保たれていた。その世帯数増加は分家によるものであり、村落内部の人口増加を分家という方法で調節していた。そこで多数の分家をもたらした要因を探っていききたい。

幕府は百姓がみだりに土地を売買することを禁じて年貢米の安定を図ろうとし、浜田藩も分地制限に関する触書を出している。文政2年(1819)の触書(『浜田市誌』)には「田畑家屋敷売買之輩」は「代官所江可相断旨申付置候…」とあり、代官所へ届け出れば田畑も家屋敷も売買でき、分地を厳しく取り締まっていた形跡はない。この年に代官所へ「可相断旨」の触れを出す必要があったことを考慮すると、百姓の間では田畑や家屋敷が頻繁に売買されていたものと思われる。もっとも和木村で分家する主体となった下人は売買すべき土地家屋を持たないので、藩政上の制限は存在しなかったと考えられる。

では、下人の抱え主との関係はどうであったか。小川家抱えの下人の借家台帳である宝暦11年(1761)の「下人屋舗改」には「(前略)右之ものハ先祖代々従来のもの、其上予へも勤功者ニ付、屋敷遣候、自今以後共ニ猥ニ新屋敷遣し申間敷候、功勞積候者へ者、時宜ニ応し遣可申候、仍添書如件」とあり、先祖代々下人であり、(小川)惣兵衛に対して勤功を尽くしていることに対して借家を与えること。功勞を積んだ者には時宜に応じて借家を遣わすこととある。屋敷銭は1反につき75匁であった。この時の借家は73軒で、加筆最終年の寛政7年(1795)までに新屋敷23軒が追加された。「勤功」が小作や水主としての働きを指すのか、譜代下人と主家との従属的關係を指すかは明らかでないが⁽²⁶⁾、下人に借家を遣わすことに関しての権限一切は抱え主にあり、「勤功」があれば新屋敷を遣わし、分家が許されている。

次の史料は安永4年(1775)に和木浦主亀井屋(漁業における小川家の屋号)長兵衛から和木浦船株抱主共中へ向けて出された「沖達大漁舟・鯖釣舟」の舟株定の一部で、翌年に沖達漁舟株免許を追加付与したときの控えと思われる史料である。この「沖達大漁舟・鯖釣舟 定」⁽²⁷⁾の奥には舟株持主から違背しない旨を連判した請書が続いている。

覚

沖達漁舟株壹艘也

右者其方先祖当家へ依忠勤ニ、於当浦令免許候条、御公儀様御法度之趣急度相守而、拙者家風掟義以定目申聞候趣、子々孫々至迄永相守可取持もの也、仍而免状如件

安永五年丙申六月

(「沖達大漁舟・鯖釣舟 定」)

和木浦の漁業のうち「沖達漁舟株」の免状は、先祖が亀井屋に忠勤であり、公儀法度を遵守し、亀井屋の家風掟の条目を子々孫々まで守ることを誓ったものに亀井屋が与えていた。棒手株についても同様の定がある(『江津市誌 上巻』1155～1157 頁)ので、上記以外の舟株や、小鉄船、廻船にも同様の規定があったと推測される。これらの漁業株と鰯網・地引網・大敷網などといった網元と水主の関係をもって、下人の家産とも言うべき株や水主労働従事の権限を小川家が握っていたとすると、分家に対する新株免状や水主労働の権利も主家への忠勤によって与えられたと考えられる。

ここで、相続人が不在のまま病死した下人甚七の跡目相続に関する史料を紹介する。

乍恐奉願上口上

一、彦左衛門跡目甚七儀、当秋病死仕候処、相続可仕筋目之もの無御坐候ニ付、跡目一式差上置候所、今度徳兵衛弟又三郎養子ニ仕呉候様達而被相望候ニ付、親類共相寄及評定ニ、相続為仕度奉存候間、又三郎何卒養子被仰付被下候様、親類一同ニ願上候、此段宜敷被仰上可被下候、以上

安永七戌年

茂八 判

十一月

(他3名)

甚七親類 半七 判

組親 惣五郎殿

右之通願出仕、取次差上申候、依如件

同日

惣五郎 判

親方様

(「自明和元申至安永九子年十有七ケ年之間、明和元ヨリ天保十三寅マテ七十九年ニナル、五・九、第九」⁽²⁸⁾)

彦左衛門の跡目である甚七が秋に病死したが、相続する筋目の者がいないので跡目一式を差上げ置いたが、このたび徳兵衛から弟の又三郎を養子にさせてほしいと願い出があり、親類一同で評定して相続させることにした。又三郎を何卒甚七跡目の養子に仰せつけくださるよう親類一同願ひ上げる。という内容で、徳兵衛から、御家掟筋之儀は申すに及ばず、彦左衛門(甚七)の宗旨に成り、家付の仏簾を大切にし、仏事も執行するので、弟の又三郎を彦左衛門(甚七)跡目にしてほしいと、甚七の親類に内談し承諾を得て、徳兵衛の親類4名と甚七の親類が組親(五人組頭)の惣五郎を取次として親方様(小川)に願ひ出ている。ここに登場する彦左衛門の家は元文4年(1739)から宗門改帳で確認できる家(史料欠年のためそれ以前は不明)で、甚七は宗門改帳では次郎吉として登場し、彦左衛門と改名する。宗門改帳には突然登場するので詳しくはわからないが先代の養子として入家したと思われる人物である。徳兵衛の家は元禄14年(1701)当初から続く家で、徳兵衛は男子3人、女子1人兄弟の長男である。徳兵衛は当時数え年47歳で妻子持ち、次男はすでに都野津村へ養子に出ており、長女も村内に縁付いていて、三男の又三郎27歳が残されていた。この史料から、①下人が「いえ」を認識していること、②

「いえ」の根幹は祖先祭祀であり旦那寺が受け継がれていること、③「いえ」の存続には親戚が大きく関与すること、④他家の跡目を引き継ぐことで新家独立の基盤としていること、⑤親方様と下人とが五人組頭を介して組織化されていること⁽²⁹⁾、そして⑥下人の跡目について親方が権限を行使していることが読み取れる。

以上のことから、村内での分家は、居住のための家屋と、生業としての水主役・舟株や小作などの経済基盤の両面で、抱え主である親方（小川家）の裁量で統制されていたことがわかる。

1章で触れたように、和木浦の棒手株や船数は時代が下るとともに増加しており、それを漁業・廻船業の進展と捉えるなら、経済面の発展が後退なく進んでいた。進展した漁業などに対して親方は船株や棒手株等の新株を増加させるとともに、担い手となる下人の分家創出を確保し、経営力を強化していったと考えられる。下人は先祖が「勤功・忠勤」であることが重視されることで、世帯を継承する意識を強め、村外への流出を抑制する役割も果たしたと思われる。借家小作層が入れ替わる石東地域とは異なり、小作層（下人）の継続性が高いことが和木村の特徴であった。

おわりに

これまで述べてきたことをまとめると、1章では和木村が半農半漁の村で18世紀中頃から漁業や流通の拡大によって経済基盤の発達がみられたことを述べた。次に、和木村の宗門改帳は欠年が多いため個人を追跡するには欠陥があるものの、残存年の史料は、支配層の交代によって記載内容が大きく異なることはなく、現住地主義の記載で史料の精度が高いことを示した。

2章では、18世紀初頭からの人口増加が19世紀以降に加速した概観を述べ、1740年からの約100年間の分析から、社会増加が人口変動に与えた影響は小さく、自然増加による人口増加、特に死亡率が低いことが人口増加に作用していたことが判った。

3章では、移動が少ない背景に分家による世帯数増加があったことを述べた。前提として、宗門改帳の記載が世帯単位になっていることを確認し、増加世帯の65%が分家によることを示した上で、世帯を継続させる要因として村落内部の家産の確保と世帯継承の秩序、祖先崇拜に基づく「いえ」意識の存在に言及した。

幕末から全国的に始まる近代の人口爆発は、和木村では19世紀初頭から既に始まっていた。人口増加率は常に一定であったわけではなく不作や流行病によって何度も人口減少を経験していたが、観察できた範囲では、純移動率が僅かながら負の影響を及ぼしたにもかかわらず中程度の出生率と低い死亡率が増加を押し上げ、長期的に増加が続いていた。沿岸地域の村においては、土地に制約される農村部とは異なり、近世期の漁業や流通関連産業の発達によって継続的な経済発展が可能であり、人口増加の機会がより多かったと考えられる。

また村内世帯の分家による世帯数の増加は、「西南日本」の家族類型を代表する肥前国野母村と共通する特徴である。野母村の長期的な人口増加を支えた要因は、一つは経済的な基盤（地先の漁業だけでなく遠洋漁業に進出することで経済力を獲得）であり、もう一つは新しく世帯を作ることに對する規制がなかった（「イエ」の継承者を長男だけでなく、次三男や女子といった多様な継承者を準備）ことと研究されている（中島 2012）。和木村でも分家による新しい世帯の創出には村共同体の維持と親方への勤労を怠らない限り規制要因がなく、「いえ」を積極的に継承する意識があったことから、何らかの世帯継承

システムの存在が予想される。

社会経済面の解明など今後の研究課題は山積しているが、跡市組沿岸部の人口増加が山間部農村からの移動・流入であると説明する根拠となった和木村において移入でなく村内増加による人口増加が認められたことは、石見国全体の沿岸地域の人口増加が山間部農村からの移入とされてきた従来の考え方を再考する必要があることを指摘し結びとしたい。

(付記) 科学研究費プロジェクト「日本の出生力転換開始の社会経済要因に関する研究—東西2地域の比較分析—」に参加させていただき感謝いたします。報告に当たり、人口学についてご指導いただいた廣嶋清志先生を始め、小林准士先生、平井晶子先生、中島満大氏から多大な御教示をいただきました。深く御礼申し上げます。

【注】

- (1) 関山直太郎(関山 1958)の「国別人口表」によると、石見国人口は寛延3年(1750)年に219,512人、明治5年(1872)に259,677人である。
- (2) 原は、浜田藩領跡市組の人口は延享3年(1746)を100とすると慶應4年(1868)の人口は174となるが、跡市組36か村を日本海に面した10か村と其他の26か村とに分けると「海岸部10ヶ村」は294で「甚だ高度の増加率を示している」のに反し「山間部26ヶ村」は130で「前者と格段の相違がある」と述べている(原 1943)。
- (3) 山岡は幕末から明治にかけての30年間の著しい人口増加を、主として社会増加(人口の流入)とみなし、師匠寺が農山村地帯に分布することを理由として、隣接する農山村地帯からの移住が多いと推定する(山岡 1955)。しかし、和木村に寺院がないだけでなく、近郷の沿岸地域にも和木村住人の宗旨である浄土真宗・浄土宗・禅宗の寺院はなく、主な師匠寺が組元として栄えた跡市村周辺(農山村地域)にあることを根拠として人口移動の根拠とするには不十分である。
- (4) 人口増加率(r)の計算式は、 $r = \log_e(1533/485)/(1868-1746) \div 0.0094 = 0.94\%$ として求めた。
- (5) 小川文書(小川典子所蔵)。以下特に断らない限り史料の出典は同文書。
- (6) 和木村の「宗門御改帳」の表題では宝永5年から享保17年頃まで一時原井組と記載されているが、詳細は不明である。
- (7) 石盛は『新修島根県史』によるとかなり幅があり、和木村の実態は不明。
- (8) 跡市組36か村の一人当たりの石高は0.518石、海岸部10か村は0.190石、海岸部以外26か村は0.623石である(原 1943)。
- (9) 地方と浦方の区分については、宝暦10年(1760)までは地浦の境目なしに地方・浦方の両方の支配であった(「御尋ニ付差上申一札之事」)。
- (10) 天明5年「御尋ニ付浦御役先祖惣兵衛ヨリ連綿仕相勤候趣奉申上書付」。
- (11) 漁業と牛馬数の出典は以下の通り。元禄3年、宝永2年、享保2年、元文元年、宝暦11年、天保7年の船数・網数は和木村の御用留(この御用留は表書きを「貞応二 天保十三寅年マデ六百廿年ニナル 第一」から「自安永辰年至天明三卯年十二ヶ年之間 安永ヨリ天保十三寅マデ七十一年ニナル 第十」として11冊に分冊されている。おそらく貞応2年から天保13年までの御用留を天保13年頃に書き写したものと思われる)。宝暦9年は「御上御尋ニ付申上御口上」。慶応2年は

「書上帳」。以上は、小川文書。宝暦5年、文化3年、天保13年の棒手商人数は『江津市誌 上巻』による。

- (12) なお、昭和31年の近世村落研究会（代表児玉幸多）の調査で和木村小川家に地方・浦方史料の多数の所蔵が確認されているが現在まで十分な目録は作成されていない。
- (13) 明治4年4月に和木村小川宗朔と同庄屋仮役小川八郎から浜田県御役所に差出した願書の控によると「旧来小前之者一同下人家内」とあり、小前を下人と称していた。
- (14) 阿部は株小作の前段階として近世後期に借家小作慣行の存在を主張している（阿部 2004）。都治本郷村の寛政4年（1792）から幕末までの階層構成では借家層が常に70～80%を占めている。
- (15) 他に、穢名1世帯だけを記した宗門改帳が5冊、僧侶1世帯だけを記した宗門改帳が4冊ある。
- (16) 他に、年代不詳の堅帳が6冊ある。
- (17) 『江津市誌』による。なお、より古い人口史料としては銀山料波根村の「観聴随筆」（加藤家文書）がある（原慶三「近世島根地域の人口変動について—教材化へ向けた基礎的研究 その1—」『研究紀要』島根県、平成17年4月）。
- (18) 宝暦13年（1763）から書き起こされた和木上（小川）の年中行事等の記録で、内容は、年中行事、臨時勤向、雑記からなり、宝暦13年頃に書かれた部分と、天保14年（1843）以降に書き継がれたとみられる部分がある。年中行事の部分は宝暦13年当時に書かれたものと思われる。なお宗門改め月は宗門改帳の表題から見る限り2月に限定されていない。史料中の源三郎は庄屋惣左衛門の下人で、『江津市誌』によると魚問屋的性格を持つとされる人物である。
- (19) 原は跡市組人口の比較において、穢多、穢名、茶釜、乞食の人数を含めていないが、本稿では穢名を含めた人数を用いる。なお、和木村の穢名は確認できる範囲では1世帯のみで、人口規模に与える影響は少ない。
- (20) 浄土真宗の門徒の多い当地域は間引きが行われれないと言われるが、『江津市史』では明治期に墮胎を行う老婆の存在が記されていることから、間引きが行われなかったと断言はできない。
- (21) 前掲の「飢饉極難救帳」では白米と麦入りの粥を炊いており、明治2年の「村内救民」では米と麦と干甘藷の賦与が確認できる。また「因藩御止宿ニ付雑混日用記」には慶応2年から1年半小川家に滞在した因幡藩士に対する賄記録が記されているが、日々の炊き出し分として白米と2割の割麦を消費している。武士の日常食として麦入り白米を出していた記録をそのまま農民・漁民の日常食に当てはめるのははばかられるが、少なくとも幕末において常食を麦ごはんとする地域であった。
- (22) 宗門改帳から人口が判明する年は、1740～1742年、1744～1750年、1752～1755年、1759～1760年、1764年、1770～1772年、1784～1802年、1805～1816年、1823～1838年である。史料が欠年となる32年間には338人の出現と235人の消失があり、史料残存年の出現1621人と消失1070人のそれぞれ2割に相当する増減があった。増減帳の記録から出現と消失の理由を補った上で、両親がいる世帯で子供として現れた場合を出生、子世代の家族がいて父母が消失した場合を死亡と推定すると、出現人数中の推定出生が62%、移入が17%、不明増加が21%あり、消失では推定死亡が17%、移出が26%、不明減少が57%となった。不明減少が多くなる理由は、消失の場合は村内移動と村間移動あるいは死亡の区別が全くできないためである。このように欠年の死亡と移出の推定はとくに困難なため、上記の欠年の増減は分析対象から外した。なお死亡数だけが判明する1773年は、死亡数だけ反映すると社会増加4.16%という不自然な値が出るため、直近の出

生数と移動数から 1773 年の出生数と移動数を推計し、1773 年の人口を求めた。

- (23) 有元正雄は元禄 14 年 (1701) と慶応 4 年 (1867) の 2 時点の人口の比較において真宗門徒の人口増加率が浄土・禅宗の信者より高いことから真宗門徒の殺生忌避の観念による人口増加としているが (有元 2002)、170 年間を通じた観察では真宗門徒の 6~7% の増加と禅宗信者の 6% の減少が見られるものの、浄土宗信者の割合は微減にとどまり、真宗門徒の人口増加と大きな差を成すとは言えない。
- (24) 和木村に残されているこの書上は、戸数・社・庵・平民人員総計と、医・農・工・商・雑業の職種別人口・人員総計を調査し、末尾には戸長と副戸長が記されており、壬申戸籍の調査の一環として提出した控と思われる。
- (25) 屋号といっても必ずしも「屋」が付くわけではなく、小字名や本家分家関係を表す屋号も存在する。現在の和木町でそのまま使用されている屋号も複数あった。
- (26) 和木浦船株規定においても「往古其方共先祖当家忠節ニ依り」船株を遣わし、「家作法相定候条」を堅く守るようという取り決めがあり、この慣行を以て『江津市誌 上巻』(1072 頁) では中世的支配と隷属関係が近世末期まで及んだとしている。
- (27) この史料は、江津市立図書館が所蔵する近世村落研究会が撮影した小川家文書の写真「安永四年未十二月十七日申渡ス、家風掟 法度書、長兵衛改 (判)」を参照した。現物は現在確認できていない。
- (28) 明和元年 (1764) から安永九年 (1780) までの御用留を天保十三年 (1842) 頃に書き写した文書。
- (29) 岡崎三郎 (岡崎 1972) は「親方様小川家覚書 (一) 一親方子方関係を主として」において、「地下→組親→親方のルートによる」文書によって養子縁組に関する親方の威勢のほどを知ることができる、としている。

【引用文献】

- 阿部英樹 2004 年「近世石見における地主制の特質」『近世近代の地域社会と文化』頼祺一先生退官記念論集刊行会、清文堂出版株式会社
- 有元正雄 2002 年『近世日本の宗教社会史』吉川弘文館、342 頁
- 石見町誌編纂委員会 1972 年『島根県邑智郡石見町誌 (下巻)』265・271 頁
- 岡崎三郎 1972 年「親方様小川家覚書 (一) 一親方子方関係を主として」『石見瀉』第 2 号
- 落合恵美子 2015 年「日本における直系家族システムの二つの型—世界的視野における『家』—」『徳川日本の家族と地域性—歴史人口学との対話—』ミネルヴァ書房、第 9 章、295 頁
- 木下太志 2002 年『近代化以前の日本の人口と家族—失われた世界からの手紙—』ミネルヴァ書房
- 江津市誌編纂委員会 1982 年『江津市誌 上巻』、『江津市誌 下巻』
- 小林准士 2009 年「石見国迹摩郡今浦文書目録」『山陰研究』第 2 号、抜粋
- 島根県 1968 年『新修島根県史 通史篇 1 考古・古代・中世・近世』
- 関山直太郎 1958 年『近世日本の人口構造—徳川時代の人口調査と人口状態に関する研究』吉川弘文館、138 頁「国別人口表」
- 津谷典子 2002 年「近世後期漁村における人口増加と出生力の分析—肥前国彼杵郡野母村の事例—」速水融編『近代移行期の人口と歴史』MINERVA 人文・社会科学叢書 62、第 7 章

- 中島満大 2012年「九州海村の『継承』に関する一考察：近世後期野母村の事例から」『京都社会学年報』20
- 中島満大 2015年「西南海村の人口・結婚・婚外出生」『徳川日本の家族と地域性』ミネルヴァ書房、第6章
- 中島満大 2016年『近世西南海村の家族と地域性—歴史人口学から近代のはじまりを問う—』ミネルヴァ書房
- 浜田市 1973年『浜田市誌 上巻』293頁
- Hammel, Eugene and Peter Laslett, 1974 'Comparing Household Structure Over Time and Between Cultures,' *Comparative Studies in Society and History*, 16 (落合恵美子訳 2003年「世帯構造とは何か」速水融編『歴史人口学と家族史』藤原書店)
- 速水融 1992年『近世濃尾地方の人口・経済・社会』創文社、第6章
- 原伝 1943年「濱田藩跡市組の人口」『松江藩経済史の研究』日本評論社(1973年復刻、臨川書店、第2編第4章)
- 廣嶋清志 2008年「石見銀山領の社会階層別の出生率と結婚率—真宗の出生率が高いか?」相良英輔先生退職記念論集刊行会『たたら製鉄・石見銀山と地域社会—近世近代の中国地方』清文堂
- 廣嶋清志 2015年「幕末における人口構造の地域差—石見銀山領にみる—」『徳川日本の家族と地域性』ミネルヴァ書房、第10章
- 益田庄三 1970年『漁村社会の基礎構造 上』白川書院
- 山岡栄市 1955年「漁村社会の變貌過程」『島根大學論集』社会科学第1号

表5 和木村の宗門改帳関係目録

西暦	年	月	表題(内容)	村名ほか	作成者	宛名	形状	形状備考	頁数	備考
1701	元禄14	8	宗門御改帳	阿刀市組 和木村	和木村庄や市右衛門 他1名	福本武兵衛、稲垣四郎右衛門、坂口次郎兵衛	堅帳	一部破損	1	全戸屋号記載
1703	酉(宝永2カ)	9月8日	覚(人別送り状 七兵衛58歳ほか4名上村へ参申)		和木村庄や惣左衛門(書判)	上村庄や五右衛門	堅紙		1	(宝永1の宗門帳に挟む)
1704	宝永1	9月4日	宗門御改帳	阿刀市組内 和木村	和木村庄屋市右衛門、他1名	野村弥右衛門、坂口次郎兵衛	堅帳		1	
1707	宝永4	9月15日	(戌ノ九月十九日御改以後出来人入帳)		和木村庄や惣左衛門 他1名	野村弥右衛門、寺戸新五兵衛	堅帳		1	
1708	宝永5	9月14日	宗門御改帳	原井組 和木村	和木村庄惣左衛門 他1名	野村弥右衛門、寺戸新五兵衛	堅帳		1	一部屋号記載
1710	宝永7	5月14日	宗門御改二付差上申証文之事(宗門改実施の証文)		村別庄や、組頭	鈴木角之丞、寺戸新五兵衛	堅紙		1	(宝永5の宗門帳に紙綴りで綴じる)
1711	(正徳1カ)	9月7日	覚(人別送り状 孫市ほか2名此方弘二仕候)		跡市村組頭庄兵衛	和木村庄や惣左衛門	切紙		1	(宝永5の宗門帳に紙綴りで綴じる)
1711	正徳1	9月24日	御改宗門帳	原井組内 和木村	和木村庄屋惣左衛門 他1名	鈴木角之丞、門田与兵衛	堅帳		1	寛9/17調査以後の失人も記載、一部屋号記載
1713	正徳3	9月19日	(辰九月廿二日御改以後失人出来人帳)		和木村庄や惣左衛門 他1名	鈴木角之丞、石田弥惣右衛門	堅帳		1	
1715	正徳5	8月21日	覚(人別送り状 為兵衛娘さな19歳一平助嫁二成)		敬川村庄や伊右衛門	和木村庄屋惣左衛門	切紙		1	(正徳1の宗門帳に挟む)
1715	正徳5	8月26日	覚(人別送り状 甚兵衛男子次郎松11歳一平三郎内へ参届申候)		都野津村庄屋市郎右衛門	和木村庄屋惣左衛門	切紙		1	(正徳1の宗門帳に挟む)
1715	正徳5	9月17日	宗門御改帳	原井組 和木村	和木村庄屋惣左衛門 他1名	鈴木角左衛門、星野富右衛門	堅帳		1	寛9/16調査以後の失人も記載
1715	正徳5	9月17日	午秋御改以後出来人帳	原井組 和木村	和木村庄屋惣左衛門 他1名	鈴木角左衛門、星野富右衛門	堅帳		1	
1716	享保1	9月14日	(未九月十七日御改以後失人出来人帳)		和木村庄や惣左衛門 他1名	鈴木角左衛門、星野富右衛門	堅帳		1	
1731	亥(享保16カ)	12月13日	覚(人別送り状 きよ13歳一久左衛門所へ参届候)		かくし村庄屋又右衛門	和木村庄や惣左衛門	切紙		1	
1731	享保16	8月26日	亥秋宗門御改人高目録覚		和木村庄屋惣左衛門	福井嘉右衛門、松田勘左衛門	堅紙		1	
1732	享保17	8月22日	子春御改以後出来人長	跡市組 和木村	和木村庄や惣左衛門 他1名	加藤弥市右衛門、富永幸伍	堅帳		1	
1732	享保17	8月22日	御改宗門帳	跡市組 和木村	庄屋惣左衛門		袋	破損	1	袋のみ
1732	子(享保17カ)	8月4日	覚(人別送り状 平右衛門女子しな23歳一彦四郎女房二成参届候)		神主村庄屋貞平(書判)	和木村庄屋惣左衛門	切紙		1	
1732	子(享保17カ)	8月13日	覚(人別送り状 清次郎24歳一浪代権助跡へ参届候)		加久し村庄屋又右衛門	わき村庄や惣左衛門	切紙		1	
1735	享保20	8月11日	卯秋御改出来長	和木村	和木村庄屋惣左衛門 他1名	加藤弥市右衛門、矢野十右衛門	堅帳		1	
1735	享保20	8月11日	御改宗門帖	跡市組 和木村			袋	破損	1	袋のみ
1735	享保20	8月11日	御改宗門帳	跡市組 和木村			堅紙	欠損	1	表紙のみ
1737	元文2	8月25日	御改宗門帳	跡市組 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	加藤弥市右衛門、安田重兵衛	堅帳		1	堅紙1を挟む(出来人書上げ、年未詳)
1737	元文2	8月25日	巳春御改以後出来人長	和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	加藤弥市右衛門、安田重兵衛	堅帳		1	
1738	元文3	8月28日	午春御改以後出来人長	跡市組 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、安田重兵衛	堅帳		1	
1739	元文4	10月28日	御改宗門帳	跡市組之内 和木村	和木村庄や惣兵衛判 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	未秋の調査以後の失人も記載
1739	元文4	10月28日	未春御改以後出来人帳	和木村	和木村庄屋惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	差合名記載
1740	元文5	8月27日	御改宗門帖	跡市組 和木村	和木村庄屋惣兵衛(判) 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳	袋あり(袋破損)	1	申書の調査以後の失人も記載
1740	元文5	4月10日	未秋御改以後失人宗門帳	和木村控へ	和木村庄屋惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	
1740	元文5	8月27日	申ノ春御改以後出来人長	跡市組之内 和木村	和木村庄屋惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	
1741	元文6	2月28日	申ノ秋御改以後出来人失人宗門帳	和木村	和木村庄屋惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	
1741	(元文6カ)	8月1日	覚(人別送り状 甚右衛門後家ノ内市松11歳一羽代九左衛門家内参届候)		上村庄や五郎兵衛(書判)	和木村庄屋惣兵衛	切紙		1	(元文5の宗門帳に結びつける)
1741	寛保1	10月15日	御改宗門帳	跡市組之内 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	酉春の調査以後の失人も記載、差合名記載
1741	寛保1	10月15日	酉ノ春御改以後出来人帖	跡市組之内 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	
1742	寛保2	2月26日	酉秋御改以後出来人失人宗門帳	跡市組之内 和木村	和木村庄屋惣兵衛判 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	
1742	寛保2	8月28日	御改宗門帳	跡市組之内 和木村	和木村庄屋惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	
1742	寛保2	8月28日	戌春御改以後出来人帖	跡市組之内 和木村	和木村庄屋惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	
1743	寛保3	8月17日	亥秋御改宗門帳	跡市組 和木村	和木村庄屋惣兵衛(書判) 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	内容「亥春改以後出来人失人書入も無御座候」ため個人名なし
1743	寛保3	4月28日	戌秋御改以後出来人帳	跡市組之内 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	
1743	寛保3	4月28日	(戌秋御改以後失人之覚)		和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	
1744	寛保4	2月18日	御改宗門帳	跡市組 和木村	わき村庄や惣兵衛書判 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	亥秋の調査以後の失人も記載
1744	寛保4	2月18日	亥秋御改以後出来人帳	跡市組 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、波多野重兵衛	堅帳		1	
1744	延享1	9月18日	子春御改以後出来人失人宗門帳	跡市組之内 和木村	和木村庄屋惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、荒木卯八	堅帳		1	
1745	延享2	2	子秋御改以後出来人失人長	和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、荒木卯八	堅帳		1	
1745	(延享2)	2月18日	子ノ秋御改以後出来人帳	和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、荒木卯八	堅帳		1	「子秋御改以後出来人失人長」の出来人と同じ
1745	延享2	2月18日	御改宗門帳	阿刀市組 和木村	和木村庄屋惣兵衛(書判) 他1名	矢部四郎兵衛、荒木卯八	堅帳		1	子秋の調査以後の失人も記載
1745	延享2	8月19日	丑春御改以後出来人失人宗門帳	跡市組之内 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、荒木卯八	堅帳		1	
1745	(延享2)		(丑春御改以後出来人之覚)				堅帳		1	「丑春御改以後出来人失人宗門帳」の出来人と同じ
1746	延享3	3月30日	御改宗門帳	阿刀市組 和木村	(和木村庄屋惣兵衛 他1名)	(矢部四郎兵衛、荒木卯八)	堅帳	裏表紙欠損	1	丑秋の調査以後の失人も記載
1746	延享3	(秋カ)	寅春御改以後出来人失人宗門帳	跡市組之内 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、中村綱右衛門	堅帳		1	
1746	延享3		寅春御改以後出来人失人宗門帖	跡市組和木村			堅紙	帳欠損	1	表紙のみ
1747	延享4	3月28日	御改宗門帳	跡市組 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、中村綱右衛門	堅帳	袋入り(袋破損)	1	寅秋の調査以後の失人も記載
1747	延享4	3月28日	寅秋御改以後出来人長	跡市組之内 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、中村綱右衛門	堅帳	袋入り(延享4の宗門帳の袋に同封)	1	
1747	延享4	10月10日	卯春御改以後出来人失人宗門帳	和木村	庄屋、組頭		堅帳	袋入り(延享5の宗門帳の袋に同封)	1	
1748	延享5	3月7日	御改宗門帳	跡市組 和木村	和木村庄屋惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、中村綱右衛門	堅帳		1	卯秋の調査以後の失人も記載
1749	寛延2	3月6日	御改宗門帳	跡市組之内 和木村	和木村庄屋惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、中村綱右衛門	堅帳		1	辰秋の調査以後の失人も記載

1749	寛延2	3月6日	辰秋御改以後出来人帳	跡市組之内 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、中村綱右衛門	縦帳	1		
1750	(寛延3カ)	2月23日	覚(人別送り状 政右衛門娘しほ21歳一甚六嫁二参届申候)		加久志村庄や庄六	わき村庄や惣兵衛	切紙	1	(寛延3の宗門帳に結び付ける)	
1750	寛延3	3月14日	御改宗門帳	跡市組 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、中村綱右衛門	縦帳	1	巳秋の調査以後の失人も記載	
1750	寛延3	3月14日	巳秋御改以後出来人帳	和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、中村綱右衛門	縦帳	1		
1750	(寛延3カ)	9月16日	覚(人別送り状 長左衛門下女とめ29歳一羽代弥右衛門嫁二成参届候)		千田村庄や弥三右衛門	和木村庄屋惣兵衛	切紙	1	(寛延3の宗門帳に結び付ける)	
1750	(寛延3)	9月20日	(午春御改以後出来人之覚)		和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、中村綱右衛門	縦帳	1		
1751	寛延4	9月10日	未春御改以後出来人失人宗門帳	跡市組 和木村ひかへ	和木村庄や惣兵衛 他1名	関村嘉右衛門、矢部四郎兵衛	縦帳	1		
1752	宝暦2	3月7日	御改宗門帳	跡市組 和木村	惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、関村嘉右衛門	縦帳	1	未秋の調査以後の失人も記載	
1752	宝暦2	9月10日	申ノ春御改以後出来人失人宗門帳	跡市組 和木村	西方寺、浄光寺 西楽寺		縦帳	1		
1753	宝暦3	2月11日	御改宗門帳	跡市組 和木村	和木村庄や惣兵衛(書判)他1名	矢部四郎兵衛、関村嘉右衛門	縦帳	1	申秋の調査以後の失人も記載	
1753	宝暦3	8月19日	酉春御改以後出来人失人宗門帳	跡市組 和木村控	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、関村嘉右衛門	縦帳	1	失人のみ記載	
1754	宝暦4	2月16日	御改宗門帳	跡市組 和木村	和木村庄屋惣兵衛(書判)他1名	矢部四郎兵衛、関村嘉右衛門	縦帳	1	袋入り(袋破損)	
1754	宝暦4	2月16日	酉ノ秋御改以後出来人帳	跡市組	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、関村嘉右衛門	縦帳	1		
1754	宝暦4	8月19日	戌春御改以後出来人失人宗門帳	跡市組 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、関村嘉右衛門	縦帳	1	失人のみ記載、切紙1を挟む(書判の練習カ)	
1755	宝暦5	2月23日	御改宗門帳	跡市組之内 和木村			縦帳	28軒目以降ナシ	1	戌秋の調査以後の失人も記載
1755	宝暦5	2月23日	戌秋御改以後出来人帳	跡市組之内 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名		縦帳		1	
1756	(宝暦6カ)	2月6日	覚(人別送り状 長二郎姉しけ51歳一治兵衛女房二成り参届候)		和木村庄や惣兵衛	浜田町御目代仙左衛門	切紙		1	(宝暦6の宗門帳に挟む)
1756	宝暦6	2月20日	御改宗門帳	和木村	和木村庄屋惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、岡本六郎右衛門	縦帳	人数合計は宝暦5・6年分	1	亥春の調査以後の失人も記載
1756	(宝暦6カ)	子春	(子ノ春出来人失人帳)				縦帳		1	(宝暦6「亥春御改以後出来人帳」に加え失人も記載)
1756	宝暦6	2月20日	亥春御改以後出来人帳	和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	矢部四郎兵衛、岡本六郎右衛門	縦帳		1	(年来詳「子ノ春出来人失人帳」と出来人は同じ、失人なし)
1759	宝暦9	2月20日	御改宗門帳	跡市組之内 和木村	和木村庄屋惣兵衛(判)(書判) 他1名	矢部四郎兵衛、岡本六郎右衛門	縦帳		1	寅春の調査以後の失人も記載
1759	宝暦9	8月25日	御改宗門帳	跡市組之内 和木村	和木村庄や惣兵衛 他1名	小沢五郎右衛門、玉虫善兵衛、松浦藤助、山本久太夫	縦帳		1	
1760	宝暦10		切支丹宗門御改帳	石見国那賀郡跡市組 和木村	石見国那賀郡跡市組和木村庄屋惣兵衛 他1名	小沢五郎右衛門、玉虫善兵衛、松浦藤助、山本久太夫	縦帳/大判		1	生国記載、女房名記載、「下人家/家持」記載、表紙記載事項「巳年御案紙此奥二有り」、(記載期間1760~1764年)
1760	宝暦10	3	切支丹宗門御改帳 一番 穢名	石見国那賀郡跡市組 和木村	石見国那賀郡跡市組和木村庄屋惣兵衛 他1名	小沢五郎右衛門 他3名	縦帳		1	穢名のみ
1761	宝暦11		切支丹宗門御改帳 穢名	石見国那賀郡跡市組 和木村	石見国那賀郡跡市組和木村庄屋惣兵衛 他1名	小沢五郎右衛門 他3名	縦帳		1	穢名のみ(上記と同一内容)
1761	宝暦11	4	切支丹宗門御改帳 二番 三番 穢名	石見国那賀郡跡市組 和木村	石見国那賀郡跡市組和木村庄屋惣兵衛(判) 他1名	小沢五郎右衛門 他3名	縦帳		1	穢名のみ
1764	宝暦14	3	御改宗門下改人別帳		庄屋惣兵衛用		縦帳		1	女房名記載、「下人家持/家持百姓」記載、記載期間1764~1768年
1768	明和3		年々宗門講弘帳	和木村			縦帳		1	前年の調査以後の出来人・失人記載
1766	明和3		年々宗門之案紙				綴		1	明和3「破損」三ヶ條案文「添正文案紙」「届書之事」など、宝暦11「男女縁組届書-同他領之分願書・引越者願書 御案紙」、宝暦12「宗門村私人取違御案紙」、宝暦10「宗門楓調方御名当于御案紙写」・「御当代宗門改御案紙」合冊、(記載期間1760~1762年、1766~1777年)
1769	明和6		弘状出賃帳	和木村			縦帳		1	前年の調査以後の失人記載
1769	明和6		切支丹宗門御改帳 穢名	和木村			縦帳		1	穢名の出来人のみ
1770	明和7	2	切支丹宗門御改帳 穢名	石見国那賀郡跡市組 和木村	石見国那賀郡跡市組和木村庄屋和吉 他1名	辻源兵衛、野木忠右衛門、田中幸七郎、野沢助左衛門、山本宇兵衛、岩倉軍太夫、中野口右衛門	縦帳		1	穢名のみ
1770	明和7	2	切支丹宗門御改帳	跡市組石見国那賀郡和木村	石見国那賀郡跡市組和木村庄屋和吉 他1名	辻源兵衛 他6名	縦帳		1	生国記載、女房名記載、「家持(百姓)」記載、春・秋改
1771	明和8	3	(宗門改帳)		和木村庄屋和吉 他1名	野村九兵衛、寺井嘉藤次	縦帳	表紙破損、1軒目欠け	1	春・秋改
1772	明和9	3	御改宗門帳	阿刀市村(組助) 和木村	和木村庄屋和助 他1名	野村九兵衛、寺井嘉藤次	縦帳		1	卯秋の調査以後の出来人・失人も記載、表紙記載「判」此判在之分ハ巳ノ春死人相印也
1784	天明4	2	御改宗門帳	阿刀市組 和木村			縦帳	罫紙	1	本外に穢名記載、7年分列記、宗門改め規定記載、(記載期間1784~1790年)
1788	天明8	2	宗門帳案文				縦帳	下部欠損	1	
1789	寛政1	6	宗門帳并案文 宗門方				縦帳	上部破損	1	(袋「宗門書方巻通并案文写二通」と紙綴りで一括)
1791	寛政3	2	御改宗門帳	跡市組 和木村			縦帳	罫紙	1	穢名記載、12年分列記、宗門改め規定記載、(記載期間1791~1802年)
1803	享和3	3月5日	浄土宗・禪宗・真宗 亥春出来人・失人・宗旨替帳	跡市組 和木村	和木村庄屋小十郎	福岡小平太、川部吾八	綴		1	宗派別のものを合冊、(朱書)「一」
1804	享和4	3月5日	浄土宗・禪宗・真宗 子春出来人・失人・宗旨替帳	跡市組 和木村	和木村庄屋小十郎	福岡小平太、川部吾八	綴		1	宗派別のものを合冊、(朱書)「二」
1805	文化2		(宗門御改帳)		和木村庄や宗平(書判) 他1名		縦帳	表紙欠損、1軒目欠け	1	本外に穢名記載、3年分列記、(記載期間1805~1807年)
1805	文化2	3	浄土宗・禪宗・真宗 丑春出来人・失人・宗旨替	跡市組 和木村			縦帳		1	宗派別に集計、(朱書)「三」
1806	文化3	3	浄土宗・禪宗・真宗 寅春出来人・失人・宗旨替	跡市組 和木村	和木村庄や宗平 他1名	福岡小平太、川部吾八	綴		1	宗派別のものを合冊、(朱書)「四」
1807	文化4	3	浄土宗・禪宗・真宗 卯春出来人・失人・宗旨替	跡市組 和木村			綴		1	宗派別のものを合冊、(朱書)「五」
1808	文化5	3	宗門御改帳	阿刀市組 和木村	和木村庄屋宗平(書判) 他1名		縦帳		1	5年分列記、記載期間(1808~1812年)
1808	文化5	3	浄土宗・禪宗・真宗 辰春出来人・失人・宗旨替	阿刀市組 和木村			縦帳		1	宗派別に集計、(朱書)「六」
1809	文化6	3	浄土宗・禪宗・真宗 巳春出来人・失人・宗旨替	阿刀市組 和木村			綴		1	宗派別に集計、(朱書)「七」
1810	文化7	3	浄土宗・禪宗・真宗 午春出来人・失人・宗旨替	跡市組 和木村			綴		1	宗派別のものを合冊、(朱書)「八」
1811	文化8	3	浄土宗・禪宗・真宗 未春出来人・失人・宗旨替	和木村			綴		1	宗派別に集計、(朱書)「九」
1812	文化9	3	宗門御改帳	阿与市組 和木村	和木村庄屋宗平(書判) 他1名		縦帳		1	表紙記載「申年3月閏子年3月迄 以上五ヶ年之間用之」、5年分列記、(記載期間1812~1816年)
1812	文化9	3	浄土宗・禪宗・真宗 申春出来人・失人・宗旨替	和木村			綴		1	宗派別に集計、(朱書)「十」
1813	文化10	3	浄土宗 酉春出来人・失人・宗旨替	和木村			綴		1	宗派別のものを合冊、(朱書)「十一」
1814	文化11	3	浄土宗 戌春出来人・失人・宗旨替	和木村			綴		1	宗派別のものを合冊、(朱書)「十二」
1814	文化11	3	禪宗 戌春出来人・失人・宗旨替	和木村			綴		1	宗派別
1814	文化11	3	真宗 戌春出来人・失人・宗旨替	和木村			綴		1	宗派別
1815	文化12	3	浄土宗・真宗 亥春出来人・失人・宗旨替	和木村			綴		1	宗派別のものを合冊、禪宗はなし、(朱書)「十三」
1816	文化13	3	浄土宗・禪宗・真宗 子春出来人・失人・宗旨替	和木村			綴		1	宗派別に集計、(朱書)「十四」
1817	文化14	2月3日	浄土宗・禪宗・真宗 出来人失人宗旨替帳	和木村			長帳		1	宗派別に集計、(朱書)「十五」
1817	(文化14カ)		(宗門帳案文)				縦帳	袋入り	1	表紙2を挟む(罫線の台紙)、文化14年(寛政10)の宗門帳案文と紙綴りで一括、「宗門書方巻通并案文写二通」の袋入り)
1818	文化15	2月3日	浄土宗・禪宗・真宗 出来人失人宗旨替帳	和木村			長帳		1	宗派別に集計、(朱書)「十六」「文政改元」
1819	文政2	2月3日	浄土宗・禪宗・真宗 出来人失人宗旨替帳	和木村			縦帳	下部破損	1	(朱書)「十七」
1820	文政3	2月2日	浄土宗・禪宗・真宗 出来人失人宗旨替帳	和木村			縦帳	下部破損	1	(朱書)「十八」
1821	文政4	1	浄土宗・禪宗・真宗 出来人失人宗旨替帳	和木村			縦帳	下部破損	1	(朱書)「十九番」
1822	文政5	2月1日	浄土宗・禪宗・真宗 出来人失人宗旨替帳	和木村			縦帳	上部破損	1	
1823	文政6		(宗門御改帳)		和木村庄屋宗兵衛(書判) 他1名		縦帳/大判	表紙以下数枚破損	1	表紙記載「自文政六癸未年 皇紀二千四百八十三年」、10年分列記、公儀・御家差合名字記載、(記載期間1823~1832年)

1823	文政6	2月5日	浄土宗・禪宗・真宗 出来人上人宗旨替帳	和木村				縦紙	下部破損	1	(朱書)「甘香書」
1824	文政7	2	浄土宗 出来人上人宗旨替帳	和木村				縦紙	下部破損	1	宗派別
1824	文政7	1月19日	宗門送り状之事(高左衛門下人平蔵妹ミナ29歳→下人彦四郎嫁成り遣申候)		小田村庄屋左衛門(判)	和木村庄屋宗兵衛		切紙		1	(文政7の別送り状一括)
1824	文政7	1	宗門送り状(小田村つがが上平蔵妹とな一彦蔵方へ致入候)		小田村専稱寺	智田村浄光寺		縦紙		1	(文政7の別送り状一括)
1824	申(文政7カ)	2月2日	宗門送り状之事(徳藏29歳・よね21歳、庄屋豊三郎下人幸助仲孫共二羽代村百姓直六下人二相成式人共遣申候)		神村庄屋豊三郎	和木村庄屋宗兵衛		縦紙		1	(文政7の別送り状一括)
1824	甲申(文政7カ)	2	寛(人別送り状 権進弟乙蔵26歳→五左衛門下人有早業子二郎藏候)		鏡山附御料御田村庄屋六郎兵衛	浜田領和木村庄屋宗兵衛		切紙		1	(文政7の別送り状一括)
1824	文政7	2	宗門許状(栄蔵娘ふる一層之助方江致入候)		跡市村西楽寺(判)	千田村浄光寺		切紙		1	(文政7の別送り状一括)
1824	文政7	2	宗門許送一札(久右衛門妹はま一四郎兵衛方江致入候)		御料所田村円覚寺	浜田領千田村浄光寺		縦紙		1	(文政7の別送り状一括)
1824	(文政7)		宗門請一札之事(下人貞蔵伯母とち一孫八家内二人家仕候)		浜田観音寺(判)	和木村庄屋宗兵衛		切紙		1	(文政7の別送り状一括)
1824	文政7	2	宗門許状(栄蔵娘まき→惣四郎娘二遣)		西楽寺(判)	西方寺		切紙		1	(文政7の別送り状一括)
1824	文政7	2	禪宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1824	文政7	2	真宗 出来人上人宗旨替帳	和木村				縦紙	下部破損	1	宗派別
1825	文政8	2	浄土宗 出来人上人宗旨替帳	和木村				縦紙	下部破損	1	宗派別
1825	文政8	3	禪宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1825	文政8	3月5日	真宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1826	文政9	2	浄土宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1826	文政9	3	禪宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1826	文政9	3	真宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1827	文政10	2	浄土宗 妾身出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1827	文政10	2	禪宗 妾身出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1827	文政10	2	真宗 妾身出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1828	文政11	2	浄土宗 子身出来人上人宗旨替帳	和木村				縦紙	下部破損	1	宗派別
1829	文政12	3	浄土宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別、(この年次は浄土宗のみ)
1829	文政11	2	禪宗 子身出来人上人宗旨替帳	和木村				縦紙	下部破損	1	宗派別
1829	文政11	2	真宗 子身出来人上人宗旨替帳	和木村				縦紙	下部破損	1	宗派別
1830	文政13	3	浄土宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙		1	宗派別、(この年次は浄土宗のみ)
1831	天保2	3	浄土宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別、浄土宗のみ(この年次は檀宗なし)
1831	天保2	3	真宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別、真宗のみ(この年次は檀宗なし)
1832	天保3		(宗門御改下帳)		和木村庄屋宗兵衛(書判)他1名			縦紙/大判	表紙欠損	1	7年分列記、(記載期間1832~1838年)
1832	天保3	3	浄土宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1832	天保3	3	禪宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	上部破損	1	宗派別
1832	天保3	3	真宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1833	天保4	3	浄土宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	一部破損	1	宗派別
1833	天保4	3	禪宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	一部破損	1	宗派別
1833	天保4	3	真宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1834	天保5	3	浄土宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	上部破損	1	宗派別
1834	天保5	3	禪宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1834	天保5	3	真宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1835	天保6	3	真宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙		1	宗派別、(この年次は真宗のみ)
1836	天保7	3月29日	浄土宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	一部破損	1	宗派別
1836	天保7	3月29日	禪宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	下部破損	1	宗派別
1836	天保7		真宗 出来人上人宗旨替帳					縦紙	上部破損	1	宗派別
1842	天保13	3月5日	浄土宗 宗門御改下帳	跡市組 和木村	那賀郡跡市組和木村庄屋八左衛門(書判) 他1名	田沢金三郎、上野藤治		縦紙		1	宗派別、屋号記載、5年分列記、(この年次は禪宗なし)、(記載期間1842~1846年)
1842	天保13	3月5日	真宗 宗門御改下帳	跡市組 和木村	那賀郡跡市組和木村庄屋八左衛門(書判) 他1名	田沢金三郎、上野藤治		縦紙		1	宗派別、屋号記載、5年分列記、表紙記載(此奥二惣寄帳人高目録有之候)、本外に被名2年分列記、(この年次は禪宗なし)、(記載期間1842~1846年)
1844	天保15	3月5日	真宗 宗門御改下帳 寺内	跡市組 和木村	那賀郡跡市組和木村庄屋八左衛門	御代官様名当		縦紙		1	僧侶1世帯のみ、3年分列記、(記載期間1844~1846年)
1846	弘化3	3月5日	浄土宗 宗門御改下帳	跡市組 那賀郡 和木村	那賀郡跡市組和木村庄屋小川八左衛門(書判) 他1名	上野藤治、飯田郡七		縦紙		1	宗派別、女房名記載、6年分列記、(この年次は真宗なし)、(記載期間1846~1851年)
1846	弘化3	3月5日	禪宗 宗門御改下帳	跡市組 那賀郡 和木村	那賀郡跡市組和木村庄屋小川八左衛門(書判) 他1名	上野藤治、飯田郡七		縦紙		1	宗派別、女房名記載、6年分列記、(この年次は真宗なし)、(記載期間1846~1851年)
1846	弘化3	3月5日	真宗 宗門御改下帳 寺内	跡市組 那賀郡和木村	那賀郡跡市組和木村庄屋小川八左衛門(書判) 他1名	上野藤治、飯田郡七		縦紙		1	僧侶1世帯のみ、女房名記載、6年分列記、(記載期間1846~1851年)
1846	弘化3	3月5日	禪宗・浄土宗・真宗 増減帳	跡市組 和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川八左衛門	御代官様名当		縦紙		1	「惣寄帖」あり
1847	弘化4	3月5日	禪宗・浄土宗・真宗 増減帳	跡市組 和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川八左衛門(書判)	上野藤治、飯田郡七		縦紙	一部破損	1	「惣寄帖」あり
1848	弘化5	3月5日	禪宗・浄土宗・真宗 増減帳	跡市組 和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川八左衛門(書判)	上野藤治、飯田郡七		縦紙		1	「惣寄帖」あり
1851	嘉永4	3月5日	浄土宗 宗門御改下帳	跡市組 那賀郡 和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川八左衛門(書判) 他1名	田邊又三郎、奥村新吾、小寺熊治郎		縦紙		1	宗派別、女房名記載、11年分列記、(この年次は禪宗なし)、(記載期間1851~1861年)
1851	嘉永4	3月5日	真宗 宗門御改下帳	跡市組 那賀郡 和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川八左衛門(書判) 他1名	田邊又三郎、奥村新吾、小寺熊治郎		縦紙		1	宗派別、女房名記載、11年分列記、(この年次は禪宗なし)、(記載期間1851~1861年)
1852	嘉永5	3月5日	禪宗・浄土宗・真宗 増減帳	和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川八左衛門(書判)	橋本司、富永庄蔵、神沢賜之助、岩本銀司		縦紙		1	「惣寄帖」あり
1861	万延2	3月5日	禪宗・浄土宗・真宗 増減帳	和木村	那賀郡跡市組和木村庄屋小川八左衛門 他1名	橋本司、富永庄蔵、神沢賜之助、岩本銀司		縦紙		1	「惣寄帖」(控)あり
1861	文久1	3月5日	浄土宗 宗門御改下帳	跡市組 那賀郡 和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川八左衛門 他1名	橋本司、富永庄蔵、神沢賜之助、岩本銀司		縦紙	袋入り	1	宗派別、女房名記載、8年分列記、(この年次は浄土宗のみ)、(記載期間1861~1868年)
1861	文久1	3月5日	真宗 宗門御改下帳 寺内	跡市組 那賀郡和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川八左衛門	橋本司、富永庄蔵、神沢賜之助、岩本銀司		縦紙		1	僧侶1世帯のみ、女房名記載、4年分列記、(記載期間1861~1864年)
1862	文久2	3月5日	禪宗・浄土宗・真宗 増減帳	和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川八左衛門 他1名	橋本司、神沢賜之助、岩本銀司		縦紙		1	「惣寄帖」(控)あり
1863	文久3	3月5日	禪宗・浄土宗・真宗 増減帳	和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川八左衛門 他1名	橋本司、神沢賜之助、岩本銀司		縦紙		1	「惣寄帖」(控)あり
1864	文久4	3月5日	禪宗・浄土宗・真宗 増減帳	和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川八左衛門 他1名	橋本司、岩本銀司、田澤嘉十郎、神沢賜之助		縦紙		1	「惣寄帖」(控)あり
1865	元治2	3月5日	禪宗・浄土宗・真宗 増減帳	和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川八左衛門 他1名			縦紙		1	「惣寄帖」(控)あり
1866	慶応2	3月5日	禪宗・浄土宗・真宗 増減帳	和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川八左衛門 他1名			縦紙		1	「惣寄帖」(控)あり
1867	慶応3	3月5日	禪宗・浄土宗・真宗 増減帳	和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川八左衛門 他1名			縦紙	一部破損	1	「惣寄帖」(控)あり
1867	慶応3	7	生年書上帳 ひかへ	和木村	和木村庄屋小川八左衛門	民政方御役所		長帳		1	高齢者数名の年齢記載
1867	慶応3	5	宗門送り状之事(当町浄光寺旦那亀吉26歳、女房きく27歳一卯5/29和木へ引越参り候)		浜田新町役人(判)	和木村御役人中		縦紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1867	卯(慶応3カ)	6月17日	宗門人柄請取(其御村伊右衛門伴、浄光寺旦那竹次27歳一卯3/26当浦喜八方江養子二成参り候)		浜田浦役人(判)	和木村御役人中		切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	3月5日	禪宗・浄土宗・真宗 増減帳	和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川宗兵衛 他1名			縦紙		2	「惣寄帖」(控)あり、(ほぼ同内容の冊1あり(下書カ))
1868	慶応4	3月5日	浄土宗 宗門御改下帳	跡市組 那賀郡和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川宗兵衛 他1名			縦紙	3冊袋入り、裏紙	1	宗派別、苗字記載、4年分列記、女房名記載、(記載期間1868~1871年)
1868	慶応4	3月5日	禪宗 宗門御改下帳	跡市組 那賀郡和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川宗兵衛 他1名			縦紙	3冊袋入り、裏紙	1	宗派別、苗字記載、4年分列記、女房名記載、(記載期間1868~1871年)
1868	慶応4	3月5日	(真宗)宗門御改下帳	跡市組 那賀郡和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川宗兵衛(書判) 他1名			縦紙	3冊袋入り、裏紙	1	宗派別、苗字記載、4年分列記、女房名記載、(記載期間1868~1871年)
1868	慶応4	2	宗門受取袋	和木村				袋		1	
1868	慶応4	2	宗門送り状之事(西方寺旦那嘉登八55歳一卯12/29貴家地借二相成引越候)		都野津村庄屋森脇吉右衛門(判)	和木村庄屋小川宗兵衛		縦紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)

1868	慶応4	1	宗門送状一札(浄光寺旦那和木村中蔵娘しつ一同村儀吉嫁二罷越候)	千田村浄光寺(判)	和木村御役人	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	宗門受取袋(浄光寺妹てふ一拙寺旦那小川宗兵衛方へ参り候)	跡市村西方寺(判)	千田村浄光寺	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	辰(慶応4カ)	1	人柄送状之事(嘉久志村入作飯田延太郎下人亀次郎嫁、太平寺旦那24歳→小川宗兵衛下人弥恵吉女房遣度)	嘉久志村庄屋森脇五郎右衛門(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	1	宗門寺請状(浄光寺旦那家平嬢ちゑ一拙寺旦那玉吉嫁二致入家候)	跡市村西方寺(判)	和木村庄屋小川八左衛門	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	1	宗門寺請状(浄光寺旦那家儀右衛門娘きん一拙寺旦那玉吉方へ縁二付)	跡市村西方寺(判)	庄屋和木村八左衛門	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	1	宗門寺請(和木村利吉娘ひて、同村文之助娘きく一拙寺調印仕候)	跡市村西方寺(判)	和木村庄屋小川八左衛門	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	覚(宗門送り状 長久寺旦那常十孫新之助一拙寺旦那家儀助方へ参り候)	跡市村西方寺(判)	和木村庄屋小川八左衛門	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	辰(慶応4カ)	1	宗門送状(浜田領矢上村一向宗安楽寺旦那百伊十郎下人豊吉娘せん12歳一善五郎嫁二遣度し度)	津和野領日貴村庄屋山崎忠四郎(判)	浜田領和木村庄屋小川八左衛門	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人別受取状之事(碓四郎妹ふい49歳一当村角兵衛女房二貫受度旨)	郷田村庄屋梅太郎(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人柄送り受取状(和木村松五郎仲松太郎21歳一浄光寺受取申候)	浄光寺役寺(判)	小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2月1日	宗門人柄送り状之事(神村孫次郎借惣吉郎師、長久寺旦那みよ26歳一貴家下人直蔵嫁二遣度)	神村庄屋森脇吉右衛門(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	1	人柄送状之事(都野津村出作和木村源三郎地借り改平娘たき24歳一卯7/5卯吉嫁二罷越候)	都津津村庄屋役大屋次三郎(判)	和木村庄屋小川八左衛門	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	1	宗門送状(和木村勝太郎姉まら一矢上村妻七方江致入縁候)	千田村浄光寺(判)	和木村御役人	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人別請取状之事(二五右衛門殿仲吉兵衛34歳一当村平右衛門方江貫受候)	郷田村役人(判)	和木村御役人中	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人柄受取状之事(小川宗兵衛下人奴蔵女房、浄光寺旦那みよ25歳一辰2/3卯姓長次女房参り申候)	嘉久志村庄屋森脇五郎右衛門(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	辰(慶応4カ)	2	人柄受取状之事(儀右衛門妹ます26歳一卯4/10当村久左衛門女房二相成候)	飯田村庄屋横田忠左衛門(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人柄受取状之事(小川宗兵衛下人源七娘、西栗寺旦那みよ124歳一辰2/5源四郎婿秀太郎女房参り申候)	嘉久志村庄屋森脇五郎右衛門(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人柄送状之事(百姓重治娘、西方寺旦那きく40歳一11/7百姓助次郎女房二遣度)	都野津村庄屋大屋次三郎(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	辰(慶応4カ)	2	人柄受取状(太平寺旦那作次郎、万歳・つや一卯4/2引越候、受取)	神主村庄屋近重親一郎	和木村庄屋小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	宗門人柄受取状(小川宗兵衛下人藤九郎娘しけ23歳一儀平嫁二相成参候)	南川上村役人(判)	和木村御役人中	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人柄送り状之事(真一姉こと20歳一貴殿下文吉嫁二遣度)	都野津村庄屋森脇吉右衛門(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	宗門人柄請取之事(やゑ一百姓平八郎方へ縁二相成候、受取)	飯山領谷住郷村頭百姓茂三郎(判)	浜田領和木村御役人中	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人別請取状之事(常治娘とま一当村兼治方へ縁いたし候)	郷田村庄屋松太郎(判)	和木村御役人中	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人別請取状之事(志兵衛妹ます一当村嶋七方へ縁いたし候)	郷田村庄屋松太郎(判)	和木村御役人中	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	宗門受取状之事(勘治郎娘、円覚寺旦那きく18歳一卯11/18那治養女参候)	辻町役人(判)	和木村御役人中	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人別受取状之事(半兵衛娘けん35歳一忠太郎女房二貫受候)	郷田村庄屋松太郎(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人柄受取状之事(小川宗兵衛下人清蔵仲浅吉15歳一卯8/10新次郎養子参申候)	嘉久志村庄屋森脇五郎右衛門(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	1	人柄送状之事(半蔵娘、浄光寺旦那はる20歳一2/1松太郎妻二罷越候)	千田村庄屋近重親一郎(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	宗門人柄送状(宅治郎、西方寺旦那たき42歳一卯5/11拙寺地内為蔵女房二罷越候)	益田組上本郷村泉光寺役僧(判)	和木村御役人中	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2月10日	宗門人柄送り状之事(百姓きよ娘、長久寺旦那きよの28歳一百姓為蔵嫁二遣度)	神村庄屋森脇吉右衛門(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	宗門人柄請取之事(小川宗兵衛下人みき娘つる28歳一庶次女房二相成参候)	浜田龍勝院	跡市組和木村御役人中	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人柄受取書(貴殿下人助七娘、光聖寺旦那なか一卯9/5友吉下人八重吉女房参り候)	千金村庄屋森脇吉右衛門(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人別受取状之事(休右衛門妹その27歳一庄九郎方江養女二貫受度旨)	郷田村庄屋松太郎(判)	和木村御役人中	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人柄受取状(庵之迫みと厄介つね19歳一当村入作跡市利平下人喜代松嫁二成参り候)	神村庄屋森脇吉右衛門(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	辰(慶応4カ)	2	人柄受取状之事(兵右衛門妹すゑ16歳一卯11/30源九郎弟嫁二相成候)	飯田村庄屋横田忠左衛門(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	1	宗門人柄送り状之事(太平寺旦那松太郎24歳・母たか59歳・妹つね19歳一家内引違其御村方江引越候事)	跡市村庄屋澤津健次郎(判)	和木村庄屋小川八左衛門	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	5	宗門人柄送り状(百姓松蔵娘、正福寺旦那まさよ19歳一弥五郎嫁二遣度)	田原村庄屋小武善三郎(判)	和木村庄屋小川八左衛門	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	辰(慶応4カ)	1	人柄受取状之事(太平寺旦那たけ一当村口蔵嫁二参候)	千田村庄屋近重親一郎(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	辰(慶応4カ)	2月3日	人柄送状之事(林次厄介、円覚寺旦那はな21歳一組頭竹次郎厄介二遣度)	嘉久志村庄屋森脇五郎右衛門(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	辰(慶応4)	2	人柄受取状之事(古右衛門娘まつ23歳一当村新左衛門嫁二相成候)	歌川村庄屋横田登士郎(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	宗門人柄送り状之事(太平寺旦那ふい16歳一服部清兵衛嫁二罷越候)	今福村庄屋佐々田十助(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	宗門受取状之事(幸次郎啓啓次郎52歳、女房45歳・娘きく14歳一女房娘引違当村互職嫁二引越申)	原平組口村役人(判)	跡市組和木村御役人中	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	受書一札之事(和木出生りつ一先年罷越候伊平と姉と二相成申候)	芸州勝木村役人(判)	石州和木村御役人中	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人柄受取状之事(百姓直六娘、浄光寺旦那ゆく24歳一卯12/10当村常助嫁相成候)	跡市村庄屋澤津健次郎(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	堅紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人別受取状之事(勘六娘ちよ32歳一岩吉方へ嫁二貫受度旨)	郷田村役人(判)	和木村御役人中	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人別請取書之事(忠吉甥忠作送り状被下)	遠利村役人(判)	和木村御役人中	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	1	宗門請取(長久寺旦那、喜代蔵娘わき一同村三郎方へ縁二付)	千田村浄光寺(判)	神村長久寺	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	人柄受取(貴家下人治平孫新蔵23歳一卯4/21清平養子二参り候)	都野津村庄屋森脇吉右衛門(判)	和木村庄屋小川宗兵衛	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	宗門受取状(儀平姉、浄光寺旦那まさよ38歳一伊三蔵養女二罷越候)	矢上村役人(判)	和木村御役人中	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	1	宗門請状(浄光寺旦那、和木村源市郎娘みね一同所初太郎へ縁二付)	神主村太平寺	千田村浄光寺	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	覚(人別送り状、みね一跡屋平助方へ引越候)	福光本領庄屋又助(判)	和木村御役人中	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	辰(慶応4カ)	2	覚(人別送り状、佐蔵娘すみ28歳一七兵衛嫁二参り候、受取)	郷田村(判)	和木村	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1868	慶応4	2	宗門送状之事(市木村組頭清右衛門娘、真宗矢上村安楽寺旦那みよ18歳一組頭古右衛門嫁二縁付遣度)	市木組市木村役人(判)	跡市組和善村役人中	切紙	袋入り	1	(慶応4の「宗門受取袋」に入る)
1869	明治2	3月5日	真宗 宗門御改帳 寺内	跡市組 那賀郡千金村	千金村庄屋喜根之助	堅紙			僧侶1世帯のみ、女房名記載
1869	明治2	3月5日	禪宗、浄土宗・真宗 増減帳	跡市組 那賀郡和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川宗兵衛 他1名	堅紙			1 「惣寄帖」(控)あり
1870	明治3	3月5日	禪宗、浄土宗・真宗 増減帳	跡市組 那賀郡 和木村	跡市組那賀郡和木村庄屋小川宗兵衛 他1名	浜田御役所	堅紙		1 「惣寄帖」(控)あり
1870	明治3	3	浄土宗・禪宗・真宗 宗門御改帳	那賀郡跡市組 和木村	庄屋宗朝	浜田御役所	堅紙		1 百姓の世帯別人数と下人の人数を記載

1870	明治3	3	宗門御改帳(案紙)					堅帳		1	
1871	明治4	3	禅宗・浄土宗・真宗 増減帳	跡市組 那賀郡 和木村	和木村庄屋小川八郎	浜田懸御役所		堅帳		1	「惣寄帖」(控)あり
1871	明治4	12	戸籍帳	那賀郡 和木村・羽代	第一大区第四拾四小区戸長小川八郎	浜田県御役所		堅帳		1	旧番地・生業・苗字・屋号記載、親記載、屋敷番地図添付 (朱書)「朱書直し之分ハ此度相不用元墨書実トすべし」
1872	明治5	2	浜田県管轄第一大区第四十四小区戸籍総計・浜田県管轄第一大区第四十四小区職分総計	石見国那賀郡和木村	第一大区第四拾四小区戸長小川八郎 他1名			綴		1	(朱書)「引書済」
1872	申(明治5)	6	浜田県第一大区第四十四小区戸数總計・浜田県第一大区第四十四小区戸数御届・浜田県第一大区第四十四小区職分総計	那賀郡嘉久志村	右村戸長森脇政七 他2名			(上記綴内)			(朱書)「引書済」
1872	申(明治5)	6	(浜田県第四十四小区戸数總計・浜田県第四十四小区職分総計)	那賀郡久保川村	右村戸長森脇政七 他2名			(上記綴内)			
1872	明治5	2	浜田県第一大区第四拾四小区戸籍總計	那賀郡都野津村	第一大区第四拾四小区戸長森脇善一郎 他1名			(上記綴内)			
1872	明治5	2	浜田県第一大区第四拾四小区戸籍總計	那賀郡神村	第一大区第四拾四小区戸長森脇平作 他2名			(上記綴内)			
1872	明治5	2	浜田県第一大区第四拾四小区職分總計	那賀郡神村	第一大区第四拾四小区戸長森脇平作 他2名			(上記綴内)			
1872	申(明治5)	5	第四拾四小区戸数御届	那賀郡神主村	神主村戸長近重小治郎 他2名			(上記綴内)			
1872	明治5	2	浜田県第一大区第四拾四小区職分總計	那賀郡神主村	神主村戸長近重小治郎 他2名			(上記綴内)			
1872	明治5	2	浜田県第一大区第四拾四小区戸籍總計	那賀郡神主村	神主村戸長近重小治郎 他2名			(上記綴内)			
1872	壬申(明治5)	12月2日	(第一大区第四十六小区戸籍總計)	田野・千金村	右村戸長小川宗朝			綴			
1872	壬申(明治5)		(加除籍の覚)					綴			
1877	明治10	1	戸籍加除取調帖	小十五区和木村				堅帳		1	明治9年の出生・死亡者記載
	辰	3	御届奉申上候口上(銀山御料津津村金兵衛娘24歳一下人久右衛門女房二成參申候、宗兵衛下人清六妹まん42歳一横田五左衛門下人定平縁二道申候)		和木村庄屋宗兵衛	吉川柳次、中村半左衛門		堅紙		1	(文政7年の別送り状一括)
	年末詳		宗門書方巻通并案文写二通		那賀郡和木村庄屋本			袋		1	(寛政1の宗門帳案文と紙綴り一括)
	年末詳		壱ヶ寺奥書					堅紙	袋入り	1	(寛政1の宗門帳案文と紙綴り一括、「宗門書方巻通并案文写二通」の袋入り)
	年末詳		壱ヶ寺之状村役人奥書					切紙	袋入り	1	(寛政1の宗門帳案文と紙綴り一括、「宗門書方巻通并案文写二通」の袋入り)
	年末詳		宗旨替帳之事					堅紙(継あり)	袋入り	1	(寛政1の宗門帳案文と紙綴り一括、「宗門書方巻通并案文写二通」の袋入り)
	年末詳		(出来人失人宗旨替書き方案文)		大庄	和木謙藏		切紙(継あり)	袋入り	1	(寛政1の宗門帳案文と紙綴り一括、「宗門書方巻通并案文写二通」の袋入り)
	(享保年間か)	5月14日	(去秋方当四月迄餓死病人死之もの申越可有之、及飢候要細を書付可被差出旨、跡市役所へ飛脚につき届状)		割本	千田村と後山村迄村々庄や中		堅紙		1	
	(享保年間か)	8月29日	(上村私状にて平三郎女子まつが和木村帳面にてつまと成され候由役所申參候二付訂正依頼状)		上村庄や五郎兵衛	和木村庄や惣兵衛		堅紙		1	
	年末詳		(出来人失人宗旨替)					堅帳		1	(丑5月迄記載、庄屋宗兵衛下人又蔵仲ほか)
	年末詳	辰春	(辰春人高目録)					堅帳		1	(卯年1521人、辰年1526人)
	年末詳	酉春	酉春出来人帳	和木村				堅帳		1	(小川宗兵衛下人八兵衛娘ほか)
	年末詳		(出来人失人宗旨替)					堅帳		1	(丑11月迄記載、庄屋宗兵衛下人半助孫ほか)
	年末詳		(出来人失人宗旨替)					堅帳		1	(丑12月迄記載、庄屋宗兵衛下人源太郎娘ほか)
	年末詳		(宗旨替)					堅帳		1	(申12月迄記載、伊助娘ほか)
	年末詳	未	(未失人帳)	和木村				堅帳		1	(新八ほか)

